(抜粋)　国立特別支援教育総合研究所ジャーナル　第13号　2024年4月

諸外国におけるインクルーシブ教育システムに関する動向

河原麻子*・佐藤利正*・土屋忠之*・特任研究員
（*国立特別支援教育総合研究所インクルーシブ教育システム推進センター）

要旨：特総研では、国別調査（アメリカ班、イギリス班、フィンランド班、スウェーデン班、ドイツ班、韓国班、オーストラリア班、フランス班）を編成し、各国の教育施策や教育事情に造詣の深い特任研究員の協力を得て、諸外国の障害のある子どもをめぐる教育施策等に関する調査を行っている。国連の障害者権利委員会は、2022（令和４）年９月に、日本の特別支援教育に対して、インクルーシブ教育に関するいくつかの点について勧告を行った。そこで、本稿では、各国のインクルーシブ教育システムに関する動向や、その関連情報に着目しまとめることとした。特に、各国のインクルーシブ教育システムに関する近年の動向や、障害のある子どもの就学、大学等の高等教育機関における支援制度や取組に焦点を当て、その概要を報告する。
見出し語：諸外国、インクルーシブ教育システム、障害のある子どもの教育、就学、高等教育機関における支援制度・取組

Ⅰ．目的

特総研では、国別調査班（アメリカ班、イギリス班、フィンランド班、スウェーデン班、ドイツ班、韓国班、オーストラリア班、フランス班）を編成し、各国の教育施策や教育事情に造詣の深い特任研究員の協力を得て、諸外国の障害のある子どもをめぐる教育施策等に関する調査を行っている。国連の障害者権利委員会は、2022（令和４）年９月に、日本の特別支援教育に対して、インクルーシブ教育に関するいくつかの点について勧告を行った。そこで、本稿では、国外のインクルーシブ教育システムに関する動向や、関連情報を把握するために、令和５年度の調査結果を整理することを目的とした。

Ⅱ．方法

１．国別調査班の編成

令和５年度は、令和４年度と同様に国別調査班を８班編成し（アメリカ班、イギリス班、フィンランド班、スウェーデン班、ドイツ班、韓国班、オーストラリア班、フランス班）、各班に調査項目への回答を依頼した。なお、平成 28 年度から各国の情報を収集するために、諸外国の教育事情に造詣の深い大学教員等を客員研究員として委嘱し、2019（令和元）年度からは特任研究員と改め、本調査に協力いただいている（各国別調査班の編成と担当者は、文末に記載している）。

２．調査項目

調査項目として、以下の 14 項目を設定した。

① 学校教育に関する法令
② 近年の教育施策の動向
③ 教育システム
④ 学校教育システム
⑤ 通常の学校教育カリキュラムと特別支援教育カリキュラム
⑥ 特別な教育・支援の対象となる子どもの分類
⑦ 障害のある子どもの教育
⑧ 障害のある子どもの就学
⑨ 教員養成・免許の制度や現職教員研修
⑩ 障害や特別な教育的ニーズのある子どもについての理解啓発

⑪　通常の学級における障害や特別な教育的ニーズのある子どもへの指導体制
⑫　特別支援教育関連予算額等
⑬　重複障害、医ケア児、病弱等で病院にいる児童生徒について（遠隔教育の状況を含む）
⑭　大学等の高等教育機関における支援の制度や取組について

Ⅲ．各国の動向

以下では、各国ごとに、１）近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向、２）障害のある子どもの教育システム、３）障害のある子どもの就学、４）特別支援教育関連予算額等、５）大学等の高等教育機関における支援制度や取組について、アメリカ、イギリス（イングランド）、フィンランド、スウェーデン、ドイツ、韓国、オーストラリア、フランスの順に述べる。

１．アメリカ

１）近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向

障害のある子どもに対する教育については州の権限であり、各州法で詳細な規定がみられる。ただし、連邦資金の提供を担う IDEA(Individuals with Disabilities Education Act of 2004、個別障害児教育法）, P.L. 108-446）が制定されており、その遵守が予算確保の条件となっている。この法は、1975 年の全障害児教育法（Education for All Handicapped Children Act of 1975, P.L. 94-142）の改正法として知られるが、その特徴の一つとして個別教育計画（individualized education program, IEP）に基づく「最少制約環境」（Least Restrictive Environment,LRE）における教育が目指されている。また、1965 年初等中等教育法(Elementary and Secondary Education Act)の改正法である「すべての生徒が成功するための教育法」（Every Student Succeeds Act〔ESSA〕, P.L.114-95）が再認可されている（2015 年 12 月 10 日成立）。IDEA と ESSA は、連動して障害のある子どもの教育成果の向上に取り組んでいる。

IDEA に「インクルーシブ教育」という文言は登場しないが、前述の通り「最少制約環境」（LRE）を規定している（20 USC 1412 (a)(５)）。そこでは、LRE の定義を「可能な限り適切な範囲で、公立、私立の施設、またはその他の養護施設にいる子どもを含む障害のある子どもは、障害のない子どもとともに教育され、特殊学級、分離された学校、またはその他の通常の教育環境から障害のある子どもを除外する措置は、子どもの障害の性質または程度が、補助的な援助やサービスを利用した通常学級での教育が十分な成果を達成できない場合に限られる」としている。すなわち、「選択的措置の連続体」(Continuum of alternative placements)を規定し、通常の学級における教育を原則としている（施行規則 Sec. 300.115）。

２）障害のある子どもの教育システム

米国では、各州が義務教育法を整備している（1852 年のマサチューセッツ州から 1929 年のアラスカ州, Information Please）。すべての州が５歳から 18 歳までの期間内に義務教育を提供しているが、その対象年齢のパターンは一様でない（例, 外務省ウェブサイト）。無償教育の対象については、４歳からの州（フロリダ州、イリノイ州、ウィスコンシン州）があり、最大 26 歳（テキサス州）まで認めている州もみられる。外務省によれば、就学率（2013 年）は、就学前教育 71%、初等教育 99%、中等教育 96%、高等教育 89%との報告がある。なお、原級留置などの進級に関する情報は、文部科学省及び米国教育省のサイトから詳細を確認できる。たとえば、文部科学省「各国の義務教育制度の概要」において「進級・進学の基準」は、以下のように示されている。

【初等教育】
○通常、毎年１学年ずつ自動的に進級することを基本とするが、原級留置が行われる場合もある。
○一部の州は州統一学力テストの合格などの進級要件を定めている。
○進級・進学について法令上の年齢制限はないが、早期の進級・進学はまれ。

【中等教育】

○単位制となっているため、必要数の単位を取得すれば卒業できる。(履修主義)

○近年、卒業要件として州統一の学力テストを実施する州が増えている。

特別な教育・支援を必要とする子どもについては、IDEA（P.L. 108-446）およびその施行規則にその対象が規定されている。IDEA（§602. (3)(A)(i)）は、3-21 歳に対する特殊教育のために①知的障害（intellectual disability)、②（聾を含む）聴覚障害《hearing impairments (including deafness)》、③言語障害（speech or language impairments)、④（盲を含む）視覚障害《visual impairments (including blindness)》、⑤重度の情緒障害（serious emotional disturbance)、⑥運動障害（orthopedic impairments)、⑦自閉症（autism)、⑧外傷性脳損傷（traumatic brain injury)、⑨その他の健康障害（other health impairments)、⑩特異性学習障害（specific learning disabilities)、および特殊教育及び関連サービスを要とする者(ii)を列挙している。なお、施行規則（Code of Federal Regulations）においては、上記 10 種に加え⑪盲・聾重複（deaf-blindness）と⑫重複障害（multiple disabilities）を追記するとともに、⑬聾（deafness）が聴覚障害から独立して規定されている（§.300.8(c)）。すなわち、施行規則では、13 の障害カテゴリーが運用されていることになる。各カテゴリーの定義については、各々が施行規則（§300.8(C)(1)～(13)）に規定されている。さらに、3 歳から 9 歳については、州の適切な診断手続きを通して、「発達遅滞」（developmental delays）（§602(3)（B)(i)）の認定が適用できる。それは、身体的発達（physical development）、認知的発達（cognitive development)、コミュニケーション能力の発達（communication development)、社会・情緒的な発達（social or emotional development)、ないし適応的発達（adaptive development）に 1 つ以上に該当する場合となる（34 CFR §300.8(b)）。

3）障害のある子どもの就学

障害のある子どもの就学に関する一連の手続き、保護者の関与については、IEP の策定過程から理解できる。たとえば、Ohio Department of Education（2010）は、その手続きと内容を段階づけて次のように示している。まず、①「支援の要請」として、親が学校区との関係を開始し、子どもが学校で困難を感じている可能性を示す初期的な兆候があれば、親と学校が協調的に対応する、②「評価の要請」を行う（学校区は、多くの児童に関する評価の経験に基づき、評価のための準備を進める)、③「評価」を実施する（子どもが特殊教育サービスを要するか否かについて学校区が判定する)。この評価により、必要となる特殊教育サービスの種類を特定し、また通常の学級で学習することが可能であるかの確認を行う。親も評価チームの一員として、評価手続きに参加する。④学習目標の設定など IEP の作成を行う。⑤子どもの IEP が適切であるかを判断・調整する「年次評価」を行う。子どもは 3 年毎に⑥「再評価」を受け、学習能力に重要な変化があるかどうかを確認される。この「再評価」によって、受けている支援やサービスが適切なものかどうかを保護者と学校区の双方が共有し、適切に対処できるようにする。なお、⑦「中立的教育評価」（independent education evaluation）が保障されており、学校区による評価に疑義がある場合、親が学校区の職員以外の有資格専門家による評価を手配できる。

4）特別支援教育関連予算額等

IDEA は特殊教育システムを運用するにあたり、連邦政府に生徒一人当たりの平均支出額（average per pupil expenditure, APA）の 40%の資金提供を要求している（20 USC §1411（a）(ii)）。しかし，予算確保が長年の懸案となっている。特殊教育経費の負担額(2019-20 年)は、地方(3.7 billions)、州(1.1 billions)、連邦（0.4 billions）と地方の負担が大きい。McCann（2014）によれば、特殊教育の経費負担の割合（1999-2000）は、連邦 9 %、州 45%、地方 46%であり、より地方の負担が拡大している傾向がみられる。

Disability Scoop（2022）によれば、バイデン大統領は障害のある学生への資金提供に大きな後押しを求めており、その方針を 10 月に始まる 2023 会計

年度の予算案に反映した。予算要求には、K-12 の障害を持つ生徒のための特殊教育と関連サービスのための 163 億ドルが含まれおり、これは 2021 年より 33 億ドル多く、州への IDEA 助成金の大幅な増加と見込まれる。また、バイデン大統領は多くの州での教師の不足に対処するために、「特殊教育教員のパイプラインをサポートするために（support a pipeline of special educators)」２億 5000 万ドルの IDEA 助成金に従来の２倍以上の資金を提供することを提示した（連邦資金の配分方法を決定するのは議会)。

そして、新たに 2023 年３月９日、大統領の 2024 会計年度予算要求では、州への補助金として次のとおり、2023 年度比 16.8% 増の 177 億ドルが含まれた。

—IDEA パート B（Sec. 611）163 億ドル。州への補助金（23 会計年度の支出額と比べて 14.6%増加)。

—IDEA パート B （Sec. 619）5 億 260 万ドル 州への補助金（23 会計年度の支出額と比べて 19.7%増加)。

—州への IDEA パート C　9 億 3,200 万ドル（23 会計年度の支出より 72.6%増加)。

この予算では、2024 年に 750 万人の障害のある子ども（3～21 歳）が IDEA パート B の下でサービスを受け、50 万 8,000 人がパート C (乳児および幼児) の下でサービスを受けると推定されている。

５）大学等の高等教育機関における支援制度や取組

文部科学省（2018）が、すでに大学等の高等教育機関における支援の制度の枠組みについて、以下の通り整理している。

・1973 年の「リハビリテーション法」（504 条）は連邦の支援を受けた全てのプログラムにおいて障害を理由とした差別を禁止。

・1990 年の「障害のあるアメリカ人法」（Title II）は相応の措置を執ることでプログラムへの参加やサービスの享受が可能な障害者に対する障害に基づく差別を禁止。

・2008 年の「高等教育機会法」で知的障害者の大学等受入れ振興事業の新設、連邦奨学金規定の改定、大学内の連絡調整部門の設置などを規定。新設の受入れ事業は連邦奨学金の対象となったため、知的障害者の高等教育機会拡充に寄与。

なお、具体的な取り組みの一端について、織原（2016）が、高等教育をめぐる発達障害学生に対する配慮やサービスの提供に加え、裁判例などを紹介している。日米の数量的実態などを比較した近藤（2012)、合理的配慮をとりあげた三原（2012）をはじめ、日本学生支援機構（2021）も支援体制について報告している。

２．イギリス（イングランドについて）

１）近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向

特別な支援を必要とする子どもの教育（Special Educational Needs, SEN）についての Green Paper（政策提案書）（2011）とその試行を受けて、関連する法改正が行われ、2014 年に The Children and Families Act 2014 が施行された。これに基づいて、Special Educational Needs and Disability Code of practice: 0 to 25（2014）が発行され、特別支援教育のシステムの大幅な改変が行われた。特徴として、0 歳から 25 歳まで継続して支援すること、支援の決定について当事者や家族の意思を反映すること、医療・教育・福祉の分野が連携すること、従来の SEN 判定や Learning Difficulty Assessment （LDA）に替わるアセスメントと Education, Health and Care Plan （EHC Plan)を導入すること、特別な教育的ニーズのある子どもや青年の教育の充実、成人期への移行（transition to adulthood）の充実、平等法（The Equality Act 2010）および The Mental Capacity Act 2005 に関連する情報の提供などがあげられる。

また、Special Educational Needs and Disability Code of Practice:0 to 25 years が 2014 年９月に施行され、これに関連して The Special Educational Needs and Disability Regulations 2014 、The Special Educational Needs（Personal Budgets）Regulations 2014、The Order setting out transitional arrangements が規定された。この改訂により、特別

な支援を必要とする子どもや青少年が、乳幼児期から成人になるまで継続して支援を受けられるようになるとともに、保護者や本人の意向の反映、関連機関との連携などを取り入れ、子どもがより確実に支援を得られるようになった。

２）障害のある子どもの教育システム

教育省は、特別な支援を必要とする子どもの分類として、SEN Support を受ける子どもと、判定書または EHC プランを有する子どもの２タイプに分けている。SEN Support とは、初等学校や中等学校において支援を必要とする子どもについて、教員や SEN コーディネーター（SENCO）が学校外の専門家からの助言や支援をうけて指導にあたる。公的なアセスメントを受けた結果、判定書または EHC プランを有する子どもは、初等学校や中等学校、もしくは特別学校で必要な支援についての計画等の正式な文書を作成し、支援体制がとられる。

2022 年から 2023 年の統計調査（Gov.UK, 2022/23)では、イングランドで SEN と判定されている子どもは、EHC プランを持つ児童生徒は全児童生徒の 4.3%にあたる 389,171 人で、EHC プランは持たないが SEN サポートを受けている児童生徒は、全児童生徒の 13.0%にあたる 1,183,384 人である。2021 年から 2023 年調査にくらべ、SEN 対象となる児童生徒は、87,000 に増加している。

EHC プランを有する子どもの中で最も多いのが、自閉スペクトラム症（Autistic Spectrum Disorder）（115,984 人、29.8%）、SEN Support をうけている子どものうち最も多いニーズのタイプは、スピーチ・言語・コミュニケーションニーズ（Speech, language and communication need)（278,596 人、23.5%）である。

実施規則（Special Educational Need and Disability Code of Practice：0 to 25 years）では、対象となる子どもは、「学習上の困難があり、特別な教育的な手だてを必要とする子ども」とし、対象とするニーズを４領域で示している：コミュニケーション、意思疎通に関わるニーズ（Communication and interaction）、認知や学習に関わるニーズ（Cognition and learning)、社会性、情緒面やメンタルヘルスの困難に関わるニーズ（Social, emotional and mental health difficulties)、感覚器官や身体に起因するニーズ（Sensory and/or physical needs）(6:15)。

なお、ギフテッドに関しては、Child with High Learning Potential と表現され、公的な支援としては 2000 年代にギフテッド教育プログラムとして支援が行われていたが、2010 年に廃止されている。現在は、チャリティ団体や一部の自治体において、支援プログラムが提供されている。

３）障害のある子どもの就学

（１）就学手続き

EHC プランがある場合は、親の意向または他の子どもへの効果的な教育の提供と矛盾しない限りは、初等学校または中等学校で教育される。その場合には、地方自治体が保護者の意見の聞き取りを行い（特定の公立学校か、私立学校か、特段希望がないか等)、それをうけて学校の提案を行い、判定書の学校欄に学校名を記入する。

就学基準および決定権の所在については、2001 年特別な教育的ニーズ・障害法において、以下のように規定されている(School Admissions Regulation 2008, School Admission Code 2014)。

- 判定書が作成されていない子どもの場合は、メインストリームの学校で教育されなければならない。
- 判定書が作成されている子どもの場合は、(a）親の意向、または (b）他の子どもへの効果的な教育の提供と矛盾しない限り、メインストリームの学校で教育されなければならない。ただし、以下のような例外規定がある。
- EHC プランをとるために賦課された特別学校あるいは 16 歳以降のための特別な機関(post-16 institution)に入学することを同意した場合
- 子どもや若者を取り巻く状況の変化の後に、特別学校あるいは16歳以降のための特別な機関に入学することを同意した場合(病院内に設立された特別学校に入学する）
- EHC プランを持たない子どもや若者がアカデミーアレンジメントによって、そのアカデミーに入

学することを許可された場合

以上の場合には、EHC プランがなくても特別学校や特別な機関に入学することができ、これまで原則的にステートメントが求められていた特別な機関に対しても、必要が認められれば EHC プランのない子どもや若者も入学が認められる。決定権は、地方自治体（Local Authority)にある。

保護者への情報提供の手立てとしては、ローカルオファー(Local Offer)を挙げることができる。ローカルオファーとは、その地域の教育、医療、社会福祉領域で利用できることを期待される手立てについて総合された情報であり、EHC プランを持たない者を含む SEN がある子どもや若者が必要とする情報を、地方自治体が公開することが義務づけられている（northamptonshire,2021）。なお、学校選択における保護者の意向の表明は、就学前の判定書作成時に行われる。

（２）不服審査

特別な教育的ニーズのある子どもの両親は、イングランド地方自治体が下した決定について、第一層裁判所（特別な教育的ニーズと障害）（First-tier Tribunal 【Special Educational Needs and Disability】）に訴えることができる。2015 年からは、これに加えて訴えに至る前に、地方行政局との間で合意形成を図るプロセス（medidation）が明確化されている。このプロセスでは、教育行政当局が、保護者や子ども本人に調停ができることを知らせ（Children and Families Act 2014　52 条の(2)）、調停を行う場合は地方自治体がその場を設け、第三者を調停人として任命すべきことが位置づけられた。この第三者は、地方自治体の職員ではないことが定められている。保護者または若者がプランにおける特別な教育的ニーズの要素について訴えを望む場合、独立した調停アドバイザーが調停についての情報と調停がどのように役立つか提供した場合にだけ、保護者と若者は申し立てをすることになる可能性がある。保護者または若者が、第一層裁判所への訴えをする前に、調停するかどうかを決めることができることになっており、調停をせずに訴えることを決めた場合には、調停を考慮した証明書を受け取った後で、訴え出ることが可能になる（同法　55 条(3)）。

なお、年代別の就学者数が統計には示されていないため、義務教育段階で就学していない子どもの人数は不明である。

４）特別支援教育関連予算額等

教育省は、教育政策の策定と実施を担当しており、幼児教育から大学までを所管している。教育予算については、教育省が所管しており、2019 年度の教育予算は 756 億ポンドである。そのうち、障害児教育（SEND）には、約　9.4　億ポンド割り当てている。

学校予算は、Maintained school の場合、国から地方行政当局に配分された予算が分配されるが、近年増加している academy school の場合は、国から直接予算が配分される仕組みとなっている。しかし、近年予算配分の仕組みを改正し、Maintained school についても国から直接予算を配分する仕組（National Funding Formula）への移行が進められており、この仕組みを含めた予算の学校向けのガイダンス（Education & Skills Funding Agency, 2023）が出されている。

また、特別学校に入学する児童生徒は原則的に EHC プランを持っているが、その場合教育予算だけではなく、医療、福祉からの予算も支出されることになる。

５）大学等の高等教育機関における支援制度や取組

大学における支援構築に加えて、政府が障害学生へ Disabled Students' Allowance (DSA)と呼ばれる年額の助成金を支給している。DSA は、学生のニーズによって決定され、学生の経済状況や学力等は支給額に影響を与えない（広瀬, 2010；諏訪ら, 2017；GOV.UK, 2023）。2022-2023 期は最大 £25,575、2023-2024 期は最大£26,291 が、大学生及び大学院生を対象に支給される（GOV.UK, 2023）。DSA を申請する学生は、医師または心理士によるニーズのアセスメントを受ける。アセスメントの結果を受けて、学生が入手できる機器や支援のリストが届き、それに応じたサポートを受けることができ

る。例えば、専門機器の入手のためのサポート（障害の状況により、コンピューターが必要な場合など）、手話通訳者やノートテイカーの活用、障害に関連する学習の支援の活用（例：校正のために文書を印刷したい場合）等が挙げられる（GOV.UK, 2023）。英国内のすべての高等教育機関に、障害学生の支援を行う専門職員が配置されており、ほとんどの大学に障害学生支援を管理する専門部署(Disability Service Office)が設置されている（諏訪ら, 2017）。

大学における障害学生支援体制の一例として、ウェストミンスター大学の取組がある。ウェストミンスター大学には、専門部署として Disability Learning Support（以下、DLS）というチームがあるが、DLS 単独で障害学生支援を行うことはなく、政府、DLS、学生が所属する部局の３つの機関が協力して行っている（諏訪ら, 2017）。政府は、上述した DSA の助成金支給面、助成に伴う学生のニーズのアセスメントの面で協力し、DLS は支援のアレンジの面及び大学部局への助言等の面で協力する。各部局の担当教員らは、講義の中で配慮を行うなど、支援の主体となるため、DLS が発行するガイドラインなどを用いて、障害や、支援に対する理解を各自で深める必要がある（諏訪ら，2017）。

３．フィンランド

１）近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向

基礎教育法（Perusopetuslaki）には、特別支援教育に関する条文が含まれている（第 16 条～第 18 条）。ここでは、特別支援教育の３類型（一般支援、強化支援、特別支援）について、その定義や対象、提供される支援の内容などについて定めているほか、個別学習計画や学びの場の設定などに関する規定が含まれている。

なお同法において、特別支援教育の３類型の具体は、次のように定義されている。「一般支援」（Yleinen tuki）は、一時的に学習に遅れがみられる児童生徒に対する短期間の支援や、学習において問題を抱えている児童生徒に対する一時的な支援を指す（第 16 条）。これは、すなわち、教員・特別支援教員・学習支援員らによる授業内における支援や、取り出し指導、補習など、日常的な学習支援を意味する。「強化支援」（Tehostettu tuki）は、学習において継続的な支援を必要とする児童生徒に提供されるものであり、個別に作成された計画に基づいて実施される（第 16a 条）。「特別支援」（Erityinen tuki）は、所謂特別支援教育・特別ニーズ教育に位置づけられるものである（第 17 条）。

一方、後期中等教育段階の普通教育を司るルキオ法（Lukiolaki）にも、2018 年の全面改定により、特別支援教育に関する条文が盛り込まれた。その中には、学習において言語やその他のことについて特別なニーズのある生徒に対し、支援を提供することが含まれている（第 28 条）。これにより、すべてのルキオが特別なニーズのある生徒に対する支援を提供することとなった。

義務教育の延長に伴い、特別なニーズのある生徒の後期中等教育進学に際して必要となる、学習の場の決定について、教育文化省は、「地域における教育の提供、自宅から教育機関までの距離と交通の便、特別なサポートや特別な配慮の必要性、生徒個人の希望、教授言語（フィンランド語またはスウェーデン語）、基礎教育での教授言語・生徒個人の希望や能力」などについて考慮するとしている。

２）障害のある子どもの教育システム

学校種は、初等教育及び前期中等教育段階の基礎学校（Peruskoulu）、後期中等教育段階の学校のうち普通教育機関であるルキオ（Lukio）、職業教育機関である職業学校（Ammattikoulu）、基礎教育段階の教育を提供する特別支援学校（Erityiskoulu）、後期中等教育段階の教育を提供する特別支援職業学校（Erityis-ammattikoulu）がある。なお、基礎学校のうち、初等教育段階の教育だけ提供しているものを Alakoulu（直訳：下級学校）、前期中等教育段階の教育だけ提供しているものを Yläkoulu（直訳：上級学校）と呼ぶが、1998 年の基礎教育法改正後、制度上の小中一貫化が図られたため、行政用語としては用いられなくなっている。また、中高併設型の学校などもある。

【学校種別の児童生徒数】
・基礎学校（初等・前期中等教育段階）：548,398名（2022年）
・基礎学校・ルキオ（中高）併設型学校：28,001名（2022年）
・ルキオ（高等学校）：122,053名（2022年）
・職業教育機関：248,116名（2022年）
・特別支援学校（初等・前期中等教育段階）：3,366名（2022年）
・特別支援職業教育機関：4,036名（2022年）
【各学校数】
・基礎学校：2,039校（2022年）
・基礎学校・ルキオ（中高）併設型学校：41校（2022年）
・ルキオ：331校（2022年）
・職業教育機関：80校（2022年）
・特別支援学校（初等・前期中等教育段階）：62校（2022年）
・特別支援職業教育機関：５校（2022年）
【学級サイズと教職員数】
基礎学校等における学級編制基準は、1990年代に廃止されたため、現在は、自治体や学校が独自に基準を設定するなどして、対応している。学級規模が拡大し教育環境が悪化しているとの見方が広がったことから、教育文化省が2010年度より学級規模縮小のための財政的な支援を申請ベースで行っている。申請の基準が25名以上の学級であったことに鑑みると、25名を上限と考えていると見ることもできる。

特別支援学校（Erityiskoulu）及び特別支援学級（Erityisopetus-ryhmä）は、学級編制基準の廃止において、唯一の例外とされた。そのため、原則として、１学級10名以下とされた1999年以前の学級編成基準が、今なお適用されている。なお、これは、基礎教育法施行規則（Perusopetusasetus 852/1998）第２条において言及されている。ちなみに、特別支援教育延長の対象となる児童生徒の学級の場合は最大８名、さらに重度の障害のある児童生徒の学級の場合は最大６名と、より少人数の環境が法律で定められている。

特別な教育・支援の対象となる子どもの分類は、①一般支援（Yleinen tuki）、②強化支援（Tehostettu tuki）、③特別支援（Erityinen tuki）という三段階モデルに基づいている。特別支援教育に関わる統計においては、「強化支援若しくは特別支援を受けている児童生徒」が対象とされている。

【特別支援の対象となる子どもの数やその推移】
・特別支援学校（初等・前期中等教育段階）で学ぶ児童生徒数の推移
2005年9,835名、2006年8,789名、2007年8,283名、2008年7,904名、2009年7,150名、2010年6,810名、2011年6,242名、2012年5,559名、2013年5,474名、2014年5,184名、2015年4,704名、2016年4,360名、2017年4,366名、2018年4,216名、2019年3,578名、2020年3,502名、2021年3,517名、2022年3,366名。

・三段階の支援の「強化支援」及び「特別支援」を受けた基礎学校段階の児童生徒（表１）

表１　「強化支援」及び「特別支援」を受けた基礎学校段階の児童生徒数

	特別支援を受けた割合			強化支援を受けた割合
	特別支援学校	通常の学校	全体	
1995	10,871 (1.9%)	6,142 (1.0%)	17,013 (2.9%)	-
2000	11,770 (2.0%)	15,204 (2.6%)	26,974 (4.5%)	-
2005	9,663 (1.6%)	33,115 (5.6%)	42,778 (7.3%)	-
2010	6,716 (1.2%)	39,994 (7.3%)	46,710 (8.5%)	17,956 (3.3%)*
2015	4,607 (0.8%)	35,400 (6.5%)	40,007 (7.3%)	45,858 (8.4%)
2020	3,414 (0.6%)	47,672 (8.4%)	51,086 (9.0%)	69,311 (12.2%)
2022	3,263 (0.6%)	52,281 (9.1%)	55,544 (9.7%)	79,177 (13.9%)

＊強化支援を受けた割合の2010年の数値は2011年のもの（2011年より三段階の支援が開始されたため）

・一時的な支援を受けた基礎学校段階の児童生徒の割合
2001年119,547名（基礎学校段階に在籍する児童生徒の20.1%）
2005年128,291名（同21.9%）
2010年118,427名（同21.7%）

2015 年 122,240 名（同 22.4%）
2020 年 128,672 名（同 22.7%）
2021 年 131,991 名（同 23.5%）

３）障害のある子どもの就学

（１）就学手続き

フィンランドでは７歳になる年に就学する。毎年１月ごろ、学校設置者である各自治体は、該当児童の保護者に対し、義務教育通知を送る。その通知には、通学する学校が書かれている。基礎学校で学ぶための言語力が不足している場合は、準備教育（Valmistava opetus）を受ける場合もある。

（２）就学基準

タンペレ市の場合、通学する学校の決定は児童生徒の住所に基づいて行うが、これに加えて、①自宅と学校間の距離、②地域の交通状況、③学校の校舎等の状況、④児童生徒が必要とする支援という４つの基準を設定している。最終的に、校長が受け入れる児童生徒を決定する。

（３）決定権の所在及び関与する関係者

児童生徒の学校の決定については、学校設置者が学校の近接性、児童生徒の母語などを考慮して行う（基礎教育法第６条）。特別支援の開始・継続・終了などの決定は、学校設置者が行い、行政法に基づき書面で通知する。但し、「特別支援」に関する意思決定を行う場合は、いかなる場合においても児童生徒本人と保護者に相談しなくてはならないことが、基礎教育法第 17 条に定められている。

（４）学校選択における保護者の意見の反映

特別支援に関する意思決定では、上記の通り、児童生徒本人とその保護者に相談しなくてはならないと定められているが、児童生徒と保護者は、基礎教育法に基づく支援を受けることを拒否することはできない。

（５）不服審査

基礎教育法第 42 条 a は、決定に対する不服申し立てについて規定している。申し立て可能であるものとして、同法は、児童生徒への処罰や停学・退学等のほか、同法第 31 条・第 32 条・第 33 条・第 34 条第１項に規定されているものとしており、この中に、特別支援教育（支援体制、通訳・介助サービス、配慮等）に関するものも含まれている。不服申し立てを行うのは、国の出先機関として国内７か所に設置されている行政裁判所（Hallintotuomioistuin）である（基礎教育法第 42a 条）。

（６）就学猶予・免除率

義務教育法は、長期にわたる疾病または障害により義務教育を履行できない場合、出産または出産休暇・育児休暇中である場合、海外に１か月以上一時的に滞在する場合、その他義務教育の履行を妨げる生活に関連する理由がある場合、義務教育を一時的に停止する権利を有することを規定している。また、義務教育の履行を困難なものとする疾病や障害が永続的である場合、生徒は義務教育を中断する権利を有する、としている。就学が免除されるケースとして、ホームスクーリング（Kotikoulu）がある。居住する自治体に届出を提出するのみで実施することは可能であるが、学習の進捗について、年１～２回の監査を受ける必要がある。2020 年度において、フィンランド全土で 501 名の児童生徒がホームスクーリングを行っていた。ホームスクーリングを実施している児童生徒は、外国籍・外国語話者が多い。

（７）その他

フィンランドの特徴である三段階の支援のうち、「特別支援」については、支援の決定に関するプロセスが基礎教育法に規定されている（第 17 条第３項）。これには、「特別支援」の決定にあたって、学校等教育機関が、児童生徒の学習状況について担任教員から報告を受けること、児童生徒の支援に関わっている各種専門家からその一段階前である「強化支援」の状況等について報告を受けることが求められており、これらに基づいて「特別支援」の必要性が検討される。必要に応じて、心理学的・医療的な観点からの助言を得る場合もある。また、当初から（段階を踏まず）「特別支援」の実施を決定するこ

ともあるが、それは、障害・疾病・発達の遅れ・情緒障害等、特別な理由により、「特別支援」以外の方法では児童生徒の教育が提供できない場合である。特別支援に関する決定には、①籍を置く学級、②提供されるサービス（通訳・支援等）、③基礎教育法第 31 条に規定されたその他のサービス、④個別化されたシラバスとそれらの増減、⑤基礎教育法第 11 条に規定された教科目区分と異なる形で提供されているか、⑥教科目が免除されているか、⑦基礎教育法第 18 条に即して決定されたその他の特別な支援に関する取り決め、⑧義務教育の延長に関する決定、⑨活動の領域別の学習を記載する。

４）特別支援教育関連予算額等

フィンランドにおいて、義務教育費は、国と地方が分担して負担している。但し、国から地方への財政移転は、「義務教育費」としてではなく、基礎自治体が担う他の主要事業にかかる費用とともに、「基礎サービス費」（Peruspalvelujen valtionosuus）の一部として包括的な形で行われている。義務教育費が特定補助金から一般補助金に改められた当初（2010 年）、基礎サービス費には、教育事業、社会福祉事業、医療事業、社会基盤整備事業に係る費用が含まれていたが、2022 年に実施された SOTE 改革と呼ばれる社会福祉制度の改革により、社会福祉事業等がアルエと呼ばれる広域自治体に移管されたため、これらに係る費用は、基礎サービス費の対象から外されている。

基礎サービス費に含まれない、付加教育（10 年生）、移民のための準備教育、該当年齢層以外を対象とする就学前教育・基礎教育、在外教育施設、寄宿学校における教育、特別な支援が必要な児童生徒が義務教育年限を延長して実施する教育、通常の教育課程基準によらない柔軟な教育を提供する義務教育（JOPO）などについては、該当する教育を受けている児童生徒数と、ユニット・コスト（児童生徒一人当たりの費用）に基づき決定される。このうち、特別な支援が必要な児童生徒が義務教育年限を延長して実施する教育のユニットコスト（単価）は、2023 年度、重度の障害がある児童生徒は 33,871.68 ユーロ、それ以外の対象児童生徒は 21,134.22 ユーロであった。

５）大学等の高等教育機関における支援制度や取組

（１）国の支援制度

2021 年、マリン前首相の政府プログラムに基づき、高等教育のアクセシビリティ計画が策定された。策定にあたっては、フィンランドの高等教育のアクセシビリティの現状分析が行われ、それを踏まえて、38 の目標が提示されている。そのうち、目標 18 に合理的配慮、個別の学習アレンジメント、質の高い教育を受ける学生の権利を行使することが挙げられている。高等教育のアクセシビリティの向上を目指して、高等教育機関やその他関係機関のネットワークとして、ESOK が創設されている。高等教育機関のアクセシビリティに関する情報の普及、高等教育機関のアクセシビリティへの取り組みの促進、全国 ESOK セミナーやその他の協力会議の開催、国内外の連携促進などが行われている。

（２）大学の支援制度

各大学は、平等・多様性・アクセシビリティポリシーや多様性・平等性・インクルージョンポリシーを策定し、それらに基づいて支援を行っている。例えば、ヘルシンキ大学では、障害のある学生が大学コミュニティに溶け込むことができるよう、必要な支援を得るための助言を行っている。具体的な支援としては試験における配慮（試験時間の延長、パソコンの使用、個別受験質の設定、代替手段による評価の手配など）、その他のサポート（個別の授業ではなく、学修全体に及ぶ場合）、支援情報の提供（アクセシビリティ関連の情報、学外の支援サービス）などを行っている。また、個別支援の窓口として、障害担当窓口を設定している。

４．スウェーデン

１）近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向

通常学校としての基礎学校、支援付基礎学校、聴

覚障害・重複障害特別学校、サーメ学校という枠組みは維持した上での「統合の推進」が挙げられる。2022 年の学習指導要領においては９年制義務教育学校としての基礎学校(grundskola)と知的障害基礎学校(särskola)双方向の統合教育の保障もより強調され、知的障害基礎学校の名称が 2023 年 7 月 2 日以降、支援付基礎学校(anpassade/英 adapted grundskola)に変更された。

2011 年の基礎学校と支援付基礎学校それぞれの学習指導要領において、知的障害のない子どもは通常学校で支援する方向性が確認され、支援付基礎学校への就学は「権利」であることが強調された 。結果として、支援付基礎学校在籍児童生徒数は減少に転じたが、通常学校において不適応を示す子どもへの対応策が必要になった 。そのため、通常の学級での修学が困難な場合には資源を付加したリソース学校(Resursskolor) が設立されたり、①追加調整の必要性(Behov av extra anpassningar)に応じた特別な支援(Särskilt stöd)が通常学校内で保障されたりする 。他にも、②特別な支援の必要性のための評価(Utredning) 、③全ての子どもに作成される個別発達計画以上に支援が必要な場合の「対応プログラム(Åtgärdsprogram)」 、④必要に応じて編成される特別な学習集団(Särskild undervisningsgrupp)や個別指導(Enskild undervisning) が学校法に規定されている。近年は知的障害児の「個の統合」も推奨している。「個の統合」の際には通常の学級において基礎学校の教育課程を履修する「通常の学級の子ども」と通常の学級で支援付基礎学校の教育課程を履修する「統合された子ども」が存在することになる。教員は必要に応じて配置されるアシスタント教員や子どもアシスタント、特別教員と協働しつつ、１つの学級における２つの教育課程や評価を念頭に教示することが求められる場合がある。

２）障害のある子どもの教育システム

障害のある子どもの学びの場（通常の学級、特別な学級）として、まず通常学校に障害種に応じた特別学級はない。そのため、いかに通常教育が柔軟に多様な子どもを包括していくかが課題である。障害のある子どもの学びの場（特別な学校等の分類）として、視覚障害、肢体不自由、病弱の特別学校はない。視覚障害は 1986 年に最後の特別学校が廃止され、リソースセンターが設置された。よって重複障害がなかったり、常時医療支援の必要がなかったりする視覚障害、肢体不自由、病弱のある子どもは通常の学級に就学する。

インクルーシブ教育システムに関する法令として、学校教育の具体的な内容は 2011 年に制定され、2023 年に一部改訂された「学校令(Skolförordning, 2011:185, SFS 2023:327)」 によって規定される。以前は各種学校ごとの法令が存在したが、2011 年に統合された。学校令では第７章が就学前学校(Förskolan)、第８章が就学前学級(Förskoleklassen)、第９章が基礎学校(Grundskolan)、第 10 章が(名称変更)支援付基礎学校(Anpassade grundskolan)、第 11 章が特別学校(Specialskolan)、第 12 章がサーメ学校(Sameskolan)、それぞれを規定している。

2022 年の学習指導要領においては９年制義務教育学校としての基礎学校(grundskola)と知的障害基礎学校(särskola)双方向の統合教育の保障もより強調されている。その上で義務教育の年限は９年である。ただし 2018 年の秋学期からは就学前学級を義務化し、10 年間の義務教育制度に移行している。聴覚障害・重複障害を対象とする特別学校の修学年限は 10 年である。

進級についての対応(原級留置の有無や、年齢主義か習得主義か、など)については全ての子どもに作成される個別発達計画（individuella utvecklingsplanen, IUP） と子どもと保護者、教職員によって定期的に開催される面談（Utvecklingssamtal）で協議される。必要に応じて保護者の要請や学校長及び専門家の判断を基に、就学時期を１年早めたり、１年遅らせたり、義務教育の修学年限を１年延長することもできる。支援付基礎学校では、子どもまたは保護者が希望すれば、全ての教科で６年生から９年生までの成績が示され、評価は A、B、C、D、E のみ使用され、不合格 F はない。

３）障害のある子どもの就学

就学手続き、就学基準、決定権の所在及び関与す

る関係者について、支援付基礎学校を念頭に記述する。まず、支援付基礎学校の就学は「権利」であることが強調される。就学支援にはその権利を有するかがまず判断される。就学に関しては指導ではなく「検討会」として、事前の情報提供のもと就学先の提案を行うために専門家がかかわる。検討会で示されるのは学習評価、能力評価、医学的な知見等教育、医療、心理、社会面の４領域の情報である。必要に応じて家族に関する情報も提供され、検討会に本人や保護者は可能な限り参加する。

学校選択における保護者の意見の反映、学びの場の振り分け、不服審査については以下に記載する。保護者が就学決定に不安がある場合は、支援付基礎学校を６か月間試行することや、７歳就学を１年早める（６歳就学）ことも、１年遅らせる（８歳就学）こともできる。いったん支援付基礎学校に就学しても保護者が支援付基礎学校における学習継続を拒否した場合は、基礎自治体は通常学校への就学先の変更を検討しなければならない。また指導している支援付基礎学校教員が、通常学校就学が適当と判断したときにも検討会が開催される。しかし通常学校就学へ移行した場合であっても、「通常学校カリキュラムを履修することが困難」という評価が以前示されたことは考慮しておかなければならないとされる。支援付基礎学校就学の際には、基礎自治体は保護者に支援付基礎学校就学のデメリットについても伝えなければならないとされる。就学の際の検討会によって意見が一致しない場合は、選択肢が示され、保護者が就学先を選択することとなる。選択肢としては支援付基礎学校就学のみならず、通常学校における知的障害カリキュラムの適応、通常学校への援助付の就学としての通常学校での対応プログラムの作成、知的障害学習グループ(知的障害学級のような形態であるが柔軟性が高く、「学級」ではない)の設置等が示される。

合意形成の仕組みづくりとしては、選択肢の提示や提案に対する保護者の見解表明、修学状況のテストや専門家評価による客観的把握を基本として、随時協議が行われる。調停・意見調整の仕組みとしては行政当局の窓口として、学校制度不服申し立て当局(Skolväsendets överklagandenämnd)がある。当局は2010年の学校法改正とともに設置され、2023年の時点は８名の委員、法律家、心理士、国立教育庁教育コンサルタント、ソーシャルワーカー、医師、学校査察官等によって構成される。結果は公開されることが前提である。学校制度不服申し立て当局Webサイトにはこれまでに検討された具体的事例が示されている。

４）特別支援教育関連予算額等

2022 年の就学前教育、学童保育、その他の教育活動、学校及び基礎自治体教育の総費用は約 3,322 億 kr[注1]である。就学前学校は 865 億 kr、2022 年は基礎学校 1,430 億 kr の費用がかかっていた。前年度に比較し、就学前学校子ども数は 0.8%減少し、基礎学校児童生徒数は 0.5%増加した。就学前学校に携わる教職員数は、フルタイムで 0.4%増加し、基礎学校教員数はフルタイムで 1.9%増加した。

具体的な内訳を以下に記載する。就学前学校（86,536,471tkr[注2]、一人当たり 169,500kr）26%、学童保育（21,126,456tkr、一人当たり 43,600kr）と他の教育的活動 7%、就学前学級（8,780,035tkr、一人当たり 63,500kr）3%、基礎学校（143,016,046tkr、一人当たり 128,900kr）43%、支援付基礎学校（7,238,691tkr、一人当たり 546,200kr）と支援付高等学校（3,509,659tkr、一人当たり 512,100kr）計 3%、聴覚障害・重複障害特別学校（699,693tkr、一人当たり 909,200kr）、高等学校（48,868,231tkr、一人当たり 135,100kr）15%、コミューン（基礎自治体）立成人学校（6,774,516tkr、一人当たり 59,800kr）と特別支援としてのコミューン（基礎自治体）立成人学校（Komvux som särskild utbildning, 309,551tkr、一人当たり 98,300kr）と移民を対象としたスウェーデン語コミューン（基礎自治体）立成人学校（Komvux SFI, 3,432,014tkr、一人当たり 66,300kr）計 3%である。

注1 Kronor…スウェーデンクローネ

注2 Tusen Kronor…1000 クローネ

５）大学等の高等教育機関における支援制度や取組

障害学生に対する教育的支援として、例えばイェーテボリ大学にて行われているものから代表的なものを以下に記載する。

・ノートテイク：聴覚障害、視覚障害のみならず、ディスレクシア対応としても要求できる。

・手話通訳者の保障もしくは聴覚障害学生の必要に応じて、書字通訳者を非常勤で雇用する。

・録音図書と点字図書の保障：スウェーデン・アクセシブル・メディア庁（Myndgheten för tillgängliga medier）と連携する。

・使用可能な形態での資料の提供:講義で随時使用する資料は２週間前には適切な形態で保障する必要がある。教科書などは録音図書点字図書の専門図書館が対応するが、その他講義に使用する資料や論文などを利用可能なデータに変換することは、各大学が費用負担の責任を負う。必要なコンピューターのソフトウェアも図書館の特別室などで提供される。

・異なった方法での試験の実施:例えば、時間延長や一人部屋での試験受験、試験について口頭又はパソコンでの回答などであり、視覚障害学生はすでに補助器具センター などから自分専用のパソコンを支給もしくは貸与される。

・主に肢体不自由者のためのパーソナルアシスタント:肢体不自由者や視覚障害者に対しては基礎自治体がパーソナルアシスタントやタクシーによって移動保障を行う。

・講義の履修方法などのディスレクシアのある学生に対する特別講義:障害のある学生を対象とした、修学指導に関する内容の講義が開講される。

・修学指導教員による学生に対するカウンセリング

５．ドイツ

１）近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向

ドイツでは、ドイツ連邦政府が定める基本法（Grundgesetz-R1）に基づいて、各州が地方分権構造のもとで教育を管轄し、教育法や学習指導要領を定めて、幼児教育から義務教育、中等・高等教育、生涯学習、職業教育や教員養成が展開されている（KMK, 2020）。教育の権限は州にあるが、教育の基本的な方針や質的な保障は国が関与している。基本方針において、ドイツの教育制度は「出生地、宗教、政治的信条、言語、出身地、背景、信仰、障害に関わらず、児童生徒には平等な機会を保障することが重要である」とされ、障害のみならず移民や言語的マイノリティも含めた学校教育の構築を求めている（KMK, 2020）。また 2020 年の KMK 決議（Kultusministerkonferenz）では、インクルーシブ教育のもとでは複数の関係機関の間の密接な連携が必要であるとし、行政管轄を超えた協力の強化と改善を州の責任のもとで進めることが盛り込まれた（KMK, 2020）。こうした方針のもとで障害や特別な教育的ニーズのある子どもの保護者は、特殊学校（特別支援学校）と支援を受けながらの通常の学校への就学を選択することになる。

インクルーシブ教育推進に向けた近年の取組の例として、ベルリン市州では、2017 年に学習指導要領を改定し、１年生から 10 年生までの学校では、同じ学校で様々な能力差のある児童生徒が学ぶことを想定して、障害やドイツ語以外を母語とする特別なニーズのある子どもにとって学習面で柔軟な対応が取りやすい教育課程の編成を可能にした（Berlin, 2017）。

様々な改革が進む一方で、義務教育の卒業資格（Abschluss）を取得できずに退学・離学する若者の存在が問題視されており、2021 年６月時点で大学入学資格（Abitur）の取得者が 34.3%であったのに対して、6.2%の生徒が義務教育修了の課程を終えることなく事実上の無資格で退学・離学したことが報告されている（ドイツ統計, 2023）。2001 年には大学入学資格の卒業生は 23.1%であり、20 年を経て改善した一方で、無資格の退学・離学者は、2001 年の 9.6%よりも大幅に低下した。しかし、無資格の場合は進路や就職にあたっては、日本の中学校卒業のように不利益を被る場合が多く各州での改善に向けた取り組みが続いている。

２）障害のある子どもの教育システム

ドイツでは８月から新年度が始まり、満６才の子

どもの保護者に就学義務を課し、４年間の初等教育段階（Primarstufe）と５年間の中等教育段階（Sekundarstufe）から成る９年間の義務教育年限を設けている。

KMK（2023）によれば、2021 年の職業教育を含む学校教育の対象者はドイツ全体で 1,074 万 6,583 人であり、このうち職業教育を除いた幼児児童生徒数の合計は、843 万 3,724 人であった。

基礎学校（Grundschule）を含む初等教育の児童数は 298 万 7,783 人、前期中等教育の生徒数は 414 万 3,763 人、後期中等教育段階では 325 万 6,283 人のうち、職業教育を除く一般学校は 94 万 3,424 人であった。後期中等教育の職業学校（Berufschule）は 231 万 2,859 人であり、日本の高校段階の年齢層の生徒の３分の２は職業教育を受けていることになる。これに対して特別支援学校は、全体で 33 万 2,150 人であり、このうち学習に関する支援学校は 11 万 975 人、病弱支援学校は 1 万 658 人、その他の特別支援学校は 21 万 517 人であった。特別支援学校の割合は、職業教育を含めると児童生徒の 3.1%、職業教育を除くと 3.93%であった。特別支援学校の児童生徒数については、2012 年の 35 万 5,139 人から 2017 年にかけて 31 万 7,480 人まで徐々に減少したが、その後は増加に転じている。

2022 年 12 月に公表された一般学校における特別な教育的支援（KMK2022）によれば、職業学校を除く一般学校では 25 万 7,966 人が特別な教育的支援の対象になり、これは通常の学校の 810 万 1,574 人の 3.18%に相当する。学校種別にみた特別な教育的支援を受けている児童生徒数は、就学前学校 2,188 人、基礎学校９万 3,543 人、初等教育から中等教育への導入段階（５―６年生）は 7,982 人、中等教育段階では基幹学校２万 4,929 人、複数進路の学校３万 2,969 人、実科学校１万 3,973 人、ギムナジウム１万 468 人、統合型総合制学校７万 853 人、シュタイナー校 1,151 人となっている。こうした一般学校で特別な支援を受ける子どもは、それぞれの学校の通常の学級で学び、一定時間を特別支援学校からの巡回指導による個別指導や数名の小集団の支援を受けている。通常の学校で支援を受ける障害等のある児童生徒数は全体で 25 万 7,966 人であり、障害種別では、学習支援を必要とする児童生徒数（12 万 1,913 人）が全体の半数近くを占め、次いで情緒・社会性発達に関する障害（５万 9,243 人）、言語障害（2 万 8,930 人）、精神発達遅滞（１万 4,208 人）、肢体不自由・運動障害（１万 4,139 人）、聴覚障害（１万 1,865 人）、視覚障害（5,015 人）、病弱（404 人）、手続き中で未分類（1,380 人）となっている（KMK, 2022）。

なお、ギフテッドについては、特別なカテゴリーを設けていないが、ドイツ語では Begabte Kinder（英語の Gifted Children の意）として、満６歳より早期の入学、低学年における異年齢グループの学習、通常学級における個別学習の時間を活用した、学年を超えた学習などが取り組まれている（Fischer and Müller,2014）。ブランデンブルグ州では、2016 年に州内の各学校種の校長 125 人（州内の校長の約 25%に相当）を対象にギフテッド教育の先行プログラムの試行が行われ、ギフテッドに対する個別支援・担当教員の研修の検討が行われた（Brandenburg、2018）。バイルン州、ザクセン州など 14 州においても学校側が積極的にギフテッド教育に取り組んでいることが報告されている（BegabungsLotse、2023）。

３）障害のある子どもの就学

KMK 統計局（2022）によれば、初等教育から中等教育段階の就学児童生徒のうち特別支援の対象児童生徒の比率は、2011 年の 6.7%から 2020 年には 7.7％まで増加した。これらのうち最も多いのは学習面の障害（3.08%）であり、学習障害や学習困難が含まれる（KMK 統計局 2022, p.XVII）。

ドイツでは障害のある子どもの教育は、主に各種の特別支援学校と、通常学校における通常学級の２つで行われ、保護者と児童生徒が就学先を決定することができる（KMK:2021）。特別な学級は設置されておらず、特別支援学校から派遣される巡回指導の教員が障害の特性に応じた個別・小集団の授業を行う。特別な教育的対応を受けている児童生徒のうち、特別支援学校で学ぶ人数は 332,150 人、通常の学校で巡回指導を受けている人数は 257,966 人であり、55.5％は特別支援学校、44.5％が通常の学校

で学んでいる（KMK, 2022）。通常学校（学級）で学ぶ障害のある子どもは特別支援学校にも登録しており、特別支援学校の学校調査にも児童生徒数が掲載される。特別支援学校で学ぶ障害児童生徒の割合は2011年の4.7%から2017年に4.2%まで低下し、2020年は4.3%であった（KMK, 2022）。

ドイツの特別支援学校が対応している障害種（学校＝特別支援学校、通常＝通常の学校）を示すと、視覚障害（学校4,756人：通常5,015人）、聴覚障害（学校9,976人:通常11,865人）、言語障害（学校30,346人:通常28,930人）、身体障害・運動発達（学校25,154人:通常14,139人）、情緒障害・社会性発達（学校44,277人：通常59,243人）、学習・言語・情緒・社会性（LSE）（学校1,646人：通常0人）、手続き中で未分類の障害（特別473人：通常1,380人）、その他の障害（学校4,489人:通常869人）、病弱（学校10,658人:通常404人）となっている（KMK,2022）。これらのうち学習・言語・情緒・社会性（LSE）は、バイエルン州のみが設定している障害種になっている。全体傾向として日本の知的障害に当たる精神発達（Geistige Entwicklung）は86.3%が特別支援学校で学び、通常の学校は13.7%と少ない。

４）特別支援教育関連予算額等

特別なケアが必要な障害・病気の子どもに対しては、各州で定める教育法以外に、連邦法の社会法典（Sozialgesetzbuch:以下, SGB）も適用の対象とされており、内容によって第８編（SGB-VIII）の児童・青少年扶助、第５編（SGB-V）の健康保険、第11編（SGB-XI）の長期介護保険、第９・12編（SGB-XI & XII）の障害者支援、第６編（SGB-VI）の年金保険を必要に応じて組み合わせて予算措置が行われる。例えば、家庭と学校で継続的に医療的ケアが必要な場合、介助者や看護師による支援サービスは医療費によって保障されるため、支援者が家庭から学校への移動補助、学校生活で必要なケアを連続的に提供する仕組みが整っている。また、肢体不自由の児童生徒に対する日常生活の介助についても、家庭における介助から学校への移動と、学校における日常生活の介助を同じ支援員が担当しており、学校教員は着替えや排泄の介助は行わず、授業者としての業務を担っている。学校における介助員の予算は日本の場合には特別支援教育の予算として計上されているが、ドイツの場合は個人に保障される医療保健費用が充てられる。

ドイツの2021-22年度の教育研究科学予算は252.9億ユーロであり、GDP比で７％を占めており、このうち教育予算は230.9億ユーロ（GDP比6.4%）、大学等の研究開発予算が112.6億ユーロ（GDP比3.1%）である（ドイツ統計局2023）。教育予算は前年度2020-21年度に219.9億ユーロから11億ユーロ増加し、日本円にして1,760億円（1ユーロ160円）の増額となった（ドイツ統計局2023）。ドイツ国内では特別支援学校を含む一般学校に840万人、職業訓練校に230万人が就学しており（ドイツ統計局,2023）、その大部分は公立校のため公的な教育予算基盤が必要であり、幼稚園から職業訓練校に至るまで各段階でインクルーシブ教育を実施している。

日本と比較すると特別支援学校の児童生徒一人あたりの予算が低いのは、介助には福祉的な予算、医療ケアや学校看護師には医療保健費が使われ、複合的な予算の確保と運用が行われているからである。

また最近の動向として、2019年10月23日の省令により「連邦―各州イニシアティブ『学校は人を強くする（Schule macht stark）』を発令し、社会的に困難のある地域やニーズが高い児童生徒が多く通う学校を支援するため、追加の財源が確保された（KMK, 2019）。具体的には、初等・中等教育段階の学校を対象として、連邦政府と州政府が2021年１月から2030年末にかけて10年間で総額１億2500万ユーロ（１€＝150円換算で約187億５千万円）の予算を組み、2021-25年と2026-2030年の２段階に分けて、社会空間データ・行政的学校管理データ・学校データの３つの指標をもとに全国から支援対象となる200校を選別し、第１段階ではドイツ語（特に読み書き）支援と数学（算数）の個別支援の充実、教員のコミュニケーション・教科的能力の支援、授業開発プロセスを教師や社会教育、保護者との連携によって実現するという（KMK, 2019）。第１段階では学校と社会的環境の連携強化を目指し、学校と学童保育・社会教育・研究機関の連携を強化

し、保護者会との連携構築、放課後のクラブ活動、文化活動を積極的に取り入れる。こうした拠点校の取り組みをもとに、学校間で教職員の経験を共有できるようにネットワークを強化する（KMK,2019）。2026 年以降の取り組みの第２段階では、第１段階で構築した支援プロセスを同じ州の他の学校へ移行することを目指している。予算面では各州で総額 6,250 万ユーロを確保し、参加校に必要な人件費、旅費などが含まれる（KMK, 2019）。このように最も社会的に困難な学校を抽出し、州と連邦政府が主導して財政支援を行い、個別支援や支援授業を強化する施策が着手された。

５）大学等の高等教育機関における支援制度や取組

高等教育機関も他の教育機関と同様にドイツが批准した障害者権利条約のもとで、障害のある学生や慢性疾患や特別な教育的ニーズのある学生への対応を進めてきた。1921 年に設立されたドイツ大学生組合（Deutches Studierendenwerke:2023）によれば、大学を含む高等教育（Hochschule）の学生のうち 16％が何らかの障害や慢性疾患を抱えている。こうした学生には身体障害、ディスレクシア、ADHD、自閉スペクトラム障害、聴覚障害、視覚障害も含まれる。ドイツの高等教育機関はドイツ国内のみならず、欧州を中心に各国の学生も抱えており、障害者権利条約の批准国として個別の配慮や支援を提供することが求められている。障害や病気の状態に応じた個別の支援や配慮では、学習過程への参加に伴うコミュニケーションやデジタル化による配慮、試験や課題、学位論文に関わる条件整備などが行われているが、学位取得に至るまでの課題が多いことが指摘されている（ドイツ学生組合，2023）。障害や病気による困難や制限により、多くの障害学生は決められた空間や期間で課題を終えることができず、期間の延長を求めることが多いため、ドイツ学生組合（2023）では学生が指導教員や支援窓口に相談して個別教育計画や卒業延長の相談をすべきであるとしている。またドイツ学生組合（2023）では障害学生が合理的配慮の欠如や不当な対応を受けた際の不利益に対する補償を求めるための相談窓口を設置しており、障害学生が所属機関では相談できない案件についても第三者の立場から対応にあたっている。

ドイツでは大部分の高等教育機関が公立であるため授業料は安価であり、卒業延長の経済的負担は日本と比較的相対的に軽減されている。なおドイツ学生組合（2023）は、障害や経済的困難を含む学生の各種相談、奨学金、補助金、住宅紹介などを行なっており、日本学生機構と類似した役割を果たしている。ドイツ学生組合（Deutsche Studentenwerke）の他に障害学生に対応する窓口には、「聴覚障害のある学生および卒業生連邦協会（BHSA）」、「ドイツ視覚障害者学習・就労協会（DVBS）」、ドレスデン工科大学の「学習と障害への関心グループ（IGB）」、ミュンヘンの LMU（大学）の IBS およびピアグループ、 ギーセン・フリードベルグの視覚障害学生センター （BliZ）なども相談窓口として障害学生への対応を担っている。また博士課程への進学を希望する障害学生に対しては、ドイツ国内の大学の 45 の博士課程コースでは奨学金が提供され、その財源の 7 割は連邦労働社会省（Bundesministerium für die Arbeit und Soziales: BMAS）が拠出している（ドイツ学生機構，2023）。

６．韓国

１）近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向

第６次特殊教育発展５か年計画（2023-2027）が打ち出され、みんなが尊重される国家責任の個々に応じた特殊教育の実現をビジョンとし、以下の目標を掲げている。

①障害乳幼児の平等なスタートラインの保障
②特殊教育の需要者が選択できる多様な教育環境づくり
③障害者と非障害者における高等・生涯教育の格差緩和

また、推進戦略及び主な課題として、以下の事項を掲げている。

①子ども中心の特殊教育体系の充実
－障害乳幼児における教育支援の拡大
－子ども中心の特殊教育支援体系の強化

－特殊学校（級）の多様化により教育選択権の拡大
②みんなのための統合教育の支援強化
－協力基盤の統合教育環境づくり
－学校関係者の統合教育の力量強化
－日常的な障害共感文化の定着
③個々に応じた特殊教育の拡大
－エドテックを活用した個々に応じた教育課程の運営
－障害種別・程度による教育支援の拡大
－地域社会と連携した進路・職業教育の多様化
④障害者の高等・生涯教育の機会拡大
－障害者における高等教育の支援体系の強化
－障害者における生涯教育の活性化基盤づくり

２）障害のある子どもの教育システム

（１）義務教育の年限

①義務教育期間：初等教育（６年）から中学校教育（３年）までの９年間の無償教育（教育基本法第８条）
②無償教育期間：高等学校の全学年が無償教育
③特殊教育対象者の義務教育期間：幼稚園～高等学校までの 15 年間（３歳～17 歳）。出席日数の不足等により、進級及び卒業できなかったり、就学猶予や免除された者が再び就学する際の学年が、就学猶予や免除されず続けて就学した際の学年と差が生じたりした場合は、該当年数を足した年齢まで義務教育を受ける権利がある。
④特殊教育対象者の無償教育期間：３歳未満の乳幼児と専攻科
（障害者等に関する特殊教育法　第３条）

（２）就学率（2023 年度）

2023 年度の就学率は、幼稚園（54.8%）・初等学校（99.8％）・中学校（96.9％）・高等学校（93.3%）・高等教育機関（76.2%）であった。

（３）進級の取り扱い

初・中等教育法第 26 条の規定により、進級及び卒業は学年制とする。しかし、学校長は同法第 27 条により才能ある優秀な児童生徒に授業年限を短縮し、早期進級または早期卒業を許可し、上級学校に早期入学できる資格を与えることができる。

進級基準は、該当学年を修了すること、そして次の学年に進級するためには、実際の出席日数が該当学年授業日数（毎学年：220 日以上）の３分の２以上にならなければならない。

（４）学級サイズの基準（子どもの数）と教職員数

学級規模については、以下の通りである。
①初等・中等教育法施行令第 51 条の規定により、学級編制基準は、広域市・道教育庁の長である教育監が決定する。
②2021 年度一学級当たりの幼児児童生徒数は、次の通りである（2023 年度更新なし）。幼稚園（16.7 人）、初等学校（21.1 人）、中学校（25.0 人）、高等学校（22.6 人）
③2023 年度の教員１人当たりの幼児児童生徒数は、次の通りである。幼稚園（9.4 人）、初等学校（13.3 人）、中学校（11.6 人）、高等学校（9.8 人）

（５）学校教育の年間スケジュール

①学年：毎年３月１日～翌年２月末日
②学期：２学期制：１学期（３月１日～学校長が定めた日まで）、２学期（一学期終了日の次日～翌年２月末日）
③授業日数：幼稚園 180 日以上、初等・中・高等学校 220 日以上

（６）１単位当たりの長さ

①初等学校：１単位（40 分）、中学校：１単位（45 分）
②高等学校：１単位（50 分）

３）障害のある子どもの就学

（１）特殊教育対象者の選定手続き

①早期発見のための乳幼児に対するスクリーニング検査
・教育長または教育監は、乳幼児あるいは児童生徒の障害あるいは障害の可能性を早期に発見するた

めに、管轄地域の乳幼児あるいは児童生徒に対して選別検査を実施しなければならない。
②スクリーニング検査の結果の案内と相談
・スクリーニング検査結果、障害が疑われる乳幼児や児童生徒が見つかった場合、教育長または教育監は、保護者に病院等で障害の診断を受けるように説明し、相談を受ける。
③特殊教育対象者としての評価
・教育長または教育監は、２の検査結果に基づき、保護者より特殊教育対象者としての認定を求められた場合、教育長または教育監は、直ちに特殊教育支援センターに診断と評価の依頼をしなければならない。
④特殊教育支援センターでの診断と評価
・教育長または教育監からの依頼があった場合、特殊教育支援センターでは 30 日以内に、診断・評価を行わなければならない。
・保護者には、この診断と評価の過程で、十分な意見陳述の機会が保障されなければならない。
⑤教育長または教育監への結果報告
・特殊教育支援センターは、診断・評価の結果として、特殊教育対象者としての選定された理由と、必要な教育支援の内容に関する最終意見を作成し、教育長または教育監に報告しなければならない。
⑥保護者への通知
・教育長または教育監は、⑤の結果に基づき、保護者に「特殊教育対象者診断・評価結果通知書」をもって、その内容と手続きに関する通知をしなければならない。

（２）特殊教育対象者の選定

①選定機関
　教育長または教育監は、特殊教育支援センターの診断・評価結果に基づき、選定を行う。但し、高等学校課程は、教育監が市道特殊教育運営委員会の審査を経て選定し、中学校課程以下の各学校は教育長が市郡区の特殊教育運営委員会の審査を経て、選定する。
②選定基準
　選定基準は、「障害者等に関する特殊教育法施行令」第 10 条別表に基づく。

（３）決定通知

　教育長または教育監は、特殊教育支援センターより最終意見を受け取ってから２週間以内に、特殊教育対象者としての選定結果および提供する教育支援の内容を決定し、保護者に書面にて通知しなければならない。教育支援の内容には、特殊教育、進路及び職業教育、特殊教育関連サービスなどの具体的な内容が含まれる。

（４）2023 年特殊教育要求学生の選定・配置現況

①申請者 50,584 名の中、45,507 名を特殊教育対象者として選定・配置し、90.0％の配置率を示す。
②2023 年特殊教育対象者の中、初・中等学校就学猶予者：402 名。６歳：211 名、７歳：78 名、満８歳以上：113 名
③特殊教育対象者の初等学校就学猶予原因
初等学校の就学猶予の原因は、「学校に適応できない」が 29.1％、「治療や手術のため」が 25.6％、「保育サービスを利用するため」が 15.7％、「障害がよくなってから入学させるため」が 14.7％。

４）特別支援教育関連予算額等

（１）予算関連法律

　国及び地方自治団体は、特殊教育支援業務を遂行するための経費を予算の範囲内で優先的に支給しなければならないとしている（障害者等に関する特殊教育法　第５条）。また、特殊教育対象者の義務教育費用を負担し、その他の学校運営支援費、通学費等を予算の範囲内で負担、補助することができるとしている（障害者等に関する特殊教育法施行令　第３条）。

（２）予算の現状（2023 年度）

・既存の特殊学級毎、年間平均の運営経費は、幼稚園 41,500 千ウォン、初等学校 32,745 千ウォン、中学校 34,494 千ウォン、高等学校 39,789 千ウォンであった。
・新設の特殊学級の年間平均運営経緯は、幼稚園 66,295 千ウォン、初等学校 59,446 千ウォン、中学校 59,152 千ウォン、高等学校 58,811 千ウォンであった。

（特殊学級運営費：特殊学級の基本運営費及び、障害のある乳児の無償教育費、支援員（人件費は除外）、放課後保育教育の運営費、特殊学級関連の特別交付金事業、通学費、給食費支援等）

・市道教育庁の特殊教育予算は、３兆6,197億ウォンであり、市道教育庁の合計教育予算に占める割合は、3.7%であった。

・2023 年度の市道及び国立特殊学校（級）の特殊教育予算は、市道教育庁は３兆6,197億、国立特殊学校は540 億、国立学校特殊学級は54 億であり、合計３兆6,792億ウォンであった（表２参照）。

表２　市道及び国立特殊学校（級）の特殊教育予算合計

	予算（単位：千ウォン）
人件費	2,186,264,563
校級毎の運営費	1,138,857,855
施設費	294,853,821
資産取得費	26,401,189
研修費	7,320,265
その他	25,546,720
合計	3,679,244,413

・2023 年度特殊教育対象者の１名あたりの特殊教育費は、33,538 千ウォンであり、前年度より1,660千ウォン増加で、毎年増加傾向である。

・2023 年度特殊教育の合計予算は、３兆 7,267 億ウォンであり、2022 年度に比べ、約 3,834 億ウォン増加。2023 年６月基準、教育予算の４％を占める。

・2023年度の教育予算は、92,102,436,000千ウォンであり、そのうち、特殊教育予算は、４%を占める3,726,768,503千ウォンであった。

５）大学等の高等教育機関における支援制度や取組

（１）2023 年度の障害学生の高等教育にかかわる施策

①障害者高等教育機会拡大のための基盤づくり

・障害者高等教育支援センターの運営：障害のある大学（院）生に対する統合的な支援のため、「障害者高等教育支援センター」を運営。

・障害者高等教育支援センターの機能：障害学生の高等教育関連研究及び分析、障害学生の高等教育支援関連の資料開発と普及、障害学生の進路・就業支援、障害学生支援に関する教職員等の研修を支援、障害学生の教育福祉の実態調査、大学における障害学生支援センターの運営支援等。

・障害学生への支援拠点大学の運営：障害学生の移動アクセシビリティを考慮し、障害学生支援拠点大学を拡大推進（22 年８校→23 年 10 校）。進路・就業支援だけではなく、障害学生の高等教育課程全般にかかわる総合的な支援を提供する役割を強化。

・すべての大学に障害学生支援センター（22年305か所）または支援部署を設置し、障害学生支援センター長（障害人権に関する専門的な知識と経験がある者であり関連資格をもつ者）の専門性を強化。

・案内資料の制作・配布、担当者の力量強化研修、コンサルティング等を支援し、各大学の障害学生支援の専門性の強化を促進。

②障害学生高等教育機会拡大及び学習権の保障

・教育課程のモデル開発：知的障害や自閉症のある学生を対象とした教育課程（学位、非学位）モデルを開発、文化芸術に特化した大学を発掘する等、教育機会を拡大。

・大学体験・適応の支援：障害学生を対象に、大学生活を体験する機会を提供し（授業体験、進学情報提供、施設利用等）、大学生活への適応促進プログラムの開発を推進（23年の予算が26億ウォン）。

・支援員・補助機器の支援。

・情報提供の機能を強化：障害者特別選抜等、大学入試関連の情報と障害大学（院）生への支援政策、大学支援情報等を一体化して提供（国立特殊教育院の eduable、大学お知らせ等のサイトで提供）。

③市道教育庁との協力。

・大学へ進学を希望する学生を対象に、進路相談支援及び入学選抜等の関連情報提供の支援。

・高等学生を対象とした大学生活体験支援事業を運営。

（２）障害者高等教育支援の現状

・2023 年２月特殊教育対象者の高等学校課程の卒

業生の進学率は、特殊学校は 57.9%、特殊学級は 56.1%、通常の学級配置卒業生は 61.6%であり、全体進学率は 57.6%であった。

・1995 年から、障害学生の大学教育機会拡大及び職業リハビリを促進するため、障害者等に対する特別選考（特殊教育対象者特別選考含む）制度を実施。

・2023 年度に障害者等に対する特別選考（特殊教育対象者特別選考含む）を通して入学した学生は、専門大学 18 か所に 100 名、大学 85 か所に 834 名であった。

・2023 年 6 月基準、大学（院）障害学生を支援する教育支援員は、306 か所の大学に配置され、学内移動及び代筆等を支援する一般教育支援員と、手話通訳、点訳、文字起こし等を対面または遠隔で学習・コミュニケーション支援する専門教育支援員が配置されている。

7．オーストラリア

1）近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向

2020 年、連邦政府と各州における全国教育指針がおよそ 10 年ぶりに改訂され「オーストラリアの若者の教育目標に関するアリススプリングス宣言（Alice springs(Mparntwe) Declaration on Educational Goals for Young Australians)」が出された。ここでは、全てのオーストラリア人が、インクルーシブで差別から解放された質の高い教育にアクセスできるようにすることや、個々の能力（capability）を開花させるための個に応じた学習（personalised learning）を促進することなどが示されている（Department of Education によるアリススプリングス宣言に関するサイトを参照)。

同年、ナショナル・カリキュラムであるオーストラリアン・カリキュラム（Australian Curriculum）の全面的なレビューが実施され、2022 年より改訂されたオーストラリアン・カリキュラムがオンライン上で公開されている（Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority によるオーストラリアン・カリキュラム改訂に関するサイトを参照)。特に、リテラシーとニューメラシーについては観測可能なスキルを中心に示した段階表（Learning Progression；以下、「学びの進行表」）が教科に紐付けられたことで、学年や年齢にこだわらない児童生徒の具体的な実態把握と、それを踏まえた学習を計画しやすくする工夫がなされた。教員は、「学びの進行表」を念頭に日々の形成的評価を積み上げ、全国学力到達度評価プログラム（National Assessment Program-Literacy and Numeracy; NAPLAN)）につなげることが求められている。形成的評価については、やはり連邦政府と各州の協働のもと、オンラインのツールが開発されている（山中、2022)。

2）障害のある子どもの教育システム

学校教育システムについては、オーストラリアの教育行政は連邦政府と各州の教育省によって担われており、義務教育システムは各州で若干の違いがある。初等教育は準備学級（Kindergarten/Preparatory など）から 6 年生まで、中等教育は 7 ～12 年生までとなっている。義務教育は 10 年生までである（連邦政府による教育システムについてのサイトを参照)。2022 年現在、義務教育の就学率は 98.6% である（Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority による就学率に関するサイトを参照)。

履修主義か習得主義か、年齢主義か課程主義かについては、判断が難しい面があり、オーストラリアン・カリキュラムの運用は各州に任されている。例えばニューサウスウェールズ州では教科ごとに割り当て時間数（割合）が定められており、評価は各教科の到達基準に照らしてなされる。さらにオーストラリアン・カリキュラムの「学びの進行表」は、リテラシーとニューメラシーの個々の実態を学年や年齢を問わず把握し、個に応じた学習を保障しようとするものであり、全国学力到達度評価プログラムとも連動する。原級留置には消極的な州が多いようであり、各州の取り組みを丁寧に見ていく必要がある。

特別支援教育の対象に関する全国的な規定はないが、2013 年から「全国統一情報収集プログラム（Nationally Consistent Collection of Date on School Students with Disability；NCCD)」が開始され、

2015 年より全学校が参加している。これは「障害者差別禁止法」や「教育における障害基準」に基づき、全国の義務教育段階のすべての学校（公立・私立）が実施している調整の水準を可視化し、それらを受けている児童生徒の大まかな障害種別（診断は必ずしも要しない）や人数を把握する取り組みである。すべての学校は毎年同じ方法でデータを収集・報告することとなっており、政府機関による適切なリソースの提供、そして、学校関係者によるより良いサポートの提供に貢献する「質の良い情報」の継続的収集が目指されている（山中、2021）。「障害者差別禁止法」「教育における障害基準」「全国統一情報収集プログラム」等を踏まえ、各州はインクルーシブ教育の方針を打ち出している。特に、通常学校における障害のある児童生徒への支援の充実に向けてさまざまな取り組みを実施しているが、具体的な教育の場の整備には多少の違いがある。

ニューサウスウェールズ州では、188,000 人の児童生徒がなんらかの調整を受けている。そのうち、86%が通常の学級に学び、11%が特別支援学級、３%が特別支援学校に学んでいる（NSW Department of Education(2023) Annual Report 2022 を参照）。実際の支援においては同州教育省による障害区分（中度以上の知的障害、身体障害、メンタルヘルス、自閉スペクトラム障害、聴覚／視覚障害）に該当していることが求められることもあるが（特別支援学校や特別支援学級など）、同州の教育法（NSW Education Act 1990）によれば、障害の診断がなくとも、特別支援教育の教員や専門家が、同年齢の子どもと同等の学習効果をあげることが難しいと判断すれば、教育的ニーズがある者として対応することとなっている。

３）障害のある子どもの就学

「教育における障害基準」は、「障害者差別禁止法」の特に間接差別の禁止に関わって、教育の場における合理的調整（reasonable adjustments）及び過度な負担（unjustifiable hardship）についての基本的な考え方や検討の仕方などを定めており、教育機関全てが原則として遵守すべきものとされている。就学、カリキュラムの発展や認定・実施、支援サービス、虐待や嫌がらせに関して、合理的調整や過度な負担についての考え方が示され、教育機関は、障害のある子ども本人や保護者などの関係者と障害が就学・修学に与える影響について話し合い、障害のある子どもが就学先を選択・申請する際に必要な調整内容を決定せねばならないとされている。

ニューサウスウェールズ州では、自分の子どもに障害があるとわかっていて、公立学校への就学を希望する保護者に、就学前年の term２までに、学区内の学校（local school）に連絡することを求めている（車椅子を利用するなど学校環境の大きな変更を要する場合は２年前の term２までに）。また就学手続きの第一の窓口は、地域の学校であるとしている。その学校の学習支援チームが中心的役割を担いながら、同校以外も含めたあらゆる選択肢が検討され、必要な手続きが取られる。同州教育省としては、障害のある児童生徒の大多数が地域の学校に就学できると考えているが、特別支援学校や特別支援学級への就学を希望することになった場合は、学習支援チームでの面談や検討を通して、学校が保護者から提供された情報を元に必要書類（Access Request）を作成し、地域の就学支援委員会（placement panel）がそれをもって検討する（NSW Department of Education による障害のある児童の就学に関するサイト並びに Access Request に関するサイトを参照）。就学支援委員会は、少なくとも５人のコアメンバーを必要とし、地域の校長や児童生徒の学習支援及び心理に関する専門家などから構成される（NSW Department of Education による Access Request Process についてのサイトを参照）。

就学猶予・免除については、ニューサウスウェールズ州の場合、州の教育法（Education Act 1990）を根拠に、就学免除（exemption from enrolment at school）の手順が規定されている。それによると、就学免除が認められる可能性のある項目の中に、「子どもの健康、学習、社会的ニーズ、または障害により、子どもの６歳の誕生日から６ヶ月を超えない期間、医療専門家の支援を受けた個別プログラムの継続が必要な場合」とある。その際、医療専門家には就学免除を指示する文書が要求され、子どもは就学移行のプログラムに参加する（NSW

Department of Education and Communities による就学手続きの免除に関するサイトを参照)。

４）特別支援教育関連予算額等

オーストラリアの特別支援教育を含む教育予算は、連邦政府からによるものと各州によるものからなる。連邦政府は、2018 年からシンプル且つ透明性があり、ニーズに基づく予算配分（Schooling Resource Standard）を導入した。どの州に暮らそうと、ニーズの高い児童生徒には連邦政府からの予算が確保され、同じようなニーズのある児童生徒には同程度の支援が連邦政府から受けられる仕組みが目指されている。予算を獲得する上で、各州は国としての教育目標に取り組み、児童生徒の教育成果を向上させるための改革に着手することが求められている。

連邦政府による予算は、初等・中等教育の就学人口をベースとして算出された額の上に、学校規模や場所と学校単位の加算（school-based loadings）と、障害のある児童生徒等の児童生徒に対する加算（student loadings）がなされる。障害のある児童生徒については、先の「全国統一情報収集プログラム」によって額が算出され、2023 年の学校教育予算では、連邦政府からの経常支出のうち 11.2%を占めている（Department of Education, Skills and Employment による学校教育予算に関するサイトを参照)。州レベルの経年推移は把握できていないが、上記の連邦政府の予算は増加傾向にある。

ニューサウスウェールズ州では、以上の予算を獲得する上での条件ともなっている学校教育改革に関わって、「リソース割り当てモデル（Resource Allocation Model)」を採用している。このモデルも、基礎となる学校教育予算（学校規模や学校種別に合わせた人件費、施設設備費など）の上に、各学校の状況に合わせて、公正に関わる配分と重点的な配分を上乗せするものである。(ニューサウスウェールズ州の Resource Allocation Model に関するサイトを参照)。

５）大学等の高等教育機関における支援制度や取組

障害学生支援の予算枠組み（Higher Education Disability Support Program）があり、要件を満たした高等教育機関における在籍する障害学生の全体数や、各機関の障害学生数を基に予算額が算出される。その上に、高額な費用を必要とする場合の経費も支払われる。用途はスタッフの研修、コース内容・教材・教授法の修正などである。また、この予算の一部は、「オーストラリア教育訓練に関する障害情報センター（Australian Disability Clearinghouse on Education and Training)」の運営にも使われている（Department of Education による障害学生支援に関するサイトを参照)。

「オーストラリア教育訓練に関する障害情報センター」は、タスマニア大学をホストとし、障害学生支援に関する情報や実践ガイドラインの提供、調整やインクルーシブな教授法・評価戦略に関する情報共有、重要課題に関する情報提供などを任務としている。インクルーシブな教授法に関しては、学びのユニバーサルデザインを推奨し、さまざまなリソースを提供している（Australian Disability Clearinghouse on Education and Training のサイトを参照)。

８．フランス

１）近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向

2023 年９月に発表された数値によれば、43 万６千人以上の障害のある子どもを教育機関（establissements scolaires）で受け入れている（IME を含む教育機関)。また、学校や教育機関に在籍している障害のある子どもたちは、3.6%である（Ecole＝学校を含む)。

小学校、中学校、高等学校の全ての学校において、障害のある子どものための学校教育制度はインクルーシブ教育のためのローカライズユニット(unités localisées pour l'inclusion scolaire : ULIS)と呼ばれている。2022 年・2023 年度は中等教育の 200 クラスを含む、303 の新しい ULIS が開設され、同様の取り組みが 2023～2024 年度にも計画されている。また、国の自閉症および神経発達障害（TND）戦略の一環として 2020 年に開始された ASD 児のため

の自己調整デバイス（Des dispositifs d'autorégulation (DAR)）は、2023 年度開始時には 29 の小学校に新たに設置され、25 人の専門の教師が各学部をサポートしている。さらに、神経発達障害のある生徒の早期発見に向けて、2023 年から 2024 年にかけて 7 歳から 12 歳の若者を対象とした 40 の調整指導プラットフォーム（plateformes de coordination et d’orientation:PCO）を開設することで強化された。その他の試みとして、2023 年度開始時には、家族と生徒のモニタリングを強化するために、インクルーシブコースに関する冊子 (le livret de parcours inclusive:LPI) が家族に提供されている。

２）障害のある子どもの教育システム

フランスの義務教育は、３歳（２歳）から 16 歳までである（教育法典第 L131-1 条）。以前は、６歳から 16 歳までであったが、Code de l'éducation の 2019 年 7 月 26 日の法律第 2019−791 号の第 63 条に従って変更された。中学終了（３年生）時に Le diplôme national du brevet（中学終了の国家資格）に向けた試験、通称 Brevet を受験する。800 点満点中 400 点以上で合格の試験である。特別な支援を受ける生徒、および学長からの特例により、教育法典 D. 332-6 で定義された特定の教育支援方法のいずれかから恩恵を受ける生徒、または障害のある生徒）は一般（générale）または専門（professionnelle)のどちらを受験するのか選択することができる。

フランスにおける学校（Ecole）は１つであるため、ナショナルカリキュラムも一つであり、特別な教育的ニーズを持つ子どもたちに対するカリキュラムは存在しない。これは、基本的にフランスが通常の学校の中にすべての子どもたちを受け入れることを前提としているからである。一方で障害が重度の場合、病院（établissements hospitaliers）や医療社会施設（établissements médico-sociaux）の医療社会制度（公立、私立）に在籍している場合が多い。なお、各学校段階の幼児児童生徒数には、「専門医療機関等への在籍（Établissements spécialisés de la Santé)」という項目があり、この部分がこの施設等に該当する（通常の学校と二重に在籍している場合はカウントされていない)。通常の学校内に設置されていることもあれば、単独で設置されていることもあるが、本施設のみに在籍している場合は、「就学している」とカウントされない。つまり、学校教育（Ecole での教育）を受けていない子どもたちが存在する。

その他、飛び級については、可能性が高い学生や特別な適性を示す学生には、可能性を十分に発揮できるよう、学習のペースに応じて学習を早めたり、適切なレイアウトが提供されたりする（Code de l ‘education　L321-4)。

また、高い能力(EHP)を持つ子どもは、特別な教育的ニーズを持つ子どもの一人である。ほとんどの EHP は学校でのキャリアにおいて特に困難に直面しないが、一部の EHP は心理的または学問的な困難を呈する可能性がある。したがって EHP は、学校における個別のキャリア支援の一環として、個別の対応を受け、能力を十分に発揮できるような支援を受ける必要がある。EHP についての知識があれば、教師は適切な教育プロジェクトを開発でき、教師は生徒のスキルを評価し活かすことで、生徒の学習の成長や、クラスグループ、学校、施設への参加の促進に貢献することができる。EHP の弱点をできるだけ早く特定し、適応や教育的調整を実施することで、心理的または学力的困難の発症を回避することが可能になる。そのため、教師が EHP を識別するために、EHP の特徴を観察するために役立つ骨子（理論的枠組み）を利用することができる。

３）障害のある子どもの就学

就学については、Code de l’education の L111-1 に、「Il veille à la scolarisation inclusive de tous les enfants, sans aucune distinction.」（すべての子どものインクルーシブ教育を保証する)、と記載されている。また L112-1 に「障害または身体障害のある幼児児童生徒は、学校または L.351-1 に規定されている施設の１つに登録する」旨が記載されている。

障害のある子どもの就学については、MDPH（Maisons départementales des personnes handicapées：県障害福祉会館）に登録後、PPS（個別化計画）が作成され、その状況に応じて、どのよ

うな支援が必要になるのか（どのような教育が適しているのか）判断されるが、PPS の作成については、guide d’évaluation des besoins de compensation en matière de scolarisation (GEVA-Sco：学校教育補償のニーズを評価するためのガイド)を使用して記載される。

就学や就学後の支援に様々な支援の決定権は CDAPH（障害者自治委員会）を経て、MDPH にあるが、 CDAPH の決定に異議を唱える障害者（未成年者または法定代理人の場合はその両親）は、強制事前行政上訴(RAPO)後も MDPH の決定に同意しない場合、または調停の要請を拒否した場合、訴訟の請求をすることができる。

４）特別支援教育関連予算額等

フランスにおける特別支援教育は、公教育（学校教育；日本の文部科学省にあたる）（Education National の Ecole）と、教育機関（日本の厚生労働省系にあたる）（Institute）に分かれている。日本の特別支援学校のような教育機関（IME など）は、厚生労働省系列の管轄であり、学校（Ecole）は含まれない。そのため、日本の文部科学省にあたる公教育の予算額としては範囲外となる。

その他、特記すべき事項として、2024 年の教育財政法案の中で、インクルーシブ教育について、その政策の継続と拡大について記載されている。また、AESH の拡大に関する予算が組まれている（通年で２億 4,000 万ユーロ増）。

５）大学等の高等教育機関における支援制度や取組

特別な支援や配慮が必要な学生に対する国や大学等の支援の制度や取組について、以下の事項が挙げられる。

・公共交通機関に通う場合の一部、もしくは全額の交通費の負担。
・障害者等への対応のできる宿舎の用意。
・財政的援助として、社会的基準に基づく高等教育奨学金は、障害のある学生の年齢制限を規定していない。また、特定の障害支援を助成金と組み合わせることができる。
・インターンシップにおける大学からの援助。
・就労移行支援。
・健康管理。
・教育アシスタント同行及び援助（障害者の権利と自律に関する委員会(CDAPH)によって必要な支援として認められた場合は、教育アシスタントが同行できる。この支援は、日常の行為だけでなく、執筆や翻訳にも利用できる。）
・遠隔教育サービス（障害や病気で大学に通えない場合は、遠隔教育を受けることができる。国立距離センター (CNED)、または距離大学間連盟 (Fied)との連携が必要。

引用文献

【アメリカ】

・米国教育省. 米国の教育概観2003年. https://americancenterjapan.com/wp/wp-content/uploads/2015/09/wwwfj-education-overview.pdf（アクセス日、2023-08-28）

・Budget of the U.S.Government FISCAL YEAR 2024, P68. https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2023/03/budget_fy2024.pdf（ アクセス日、2023-08-28）

・Fixing the Special Education Funding Gap May 2022. https://www.elc-pa.org/wp-content/uploads/2022/05/Special_Ed_Report_PASWEDU_Law_Center_2022-5-24.pdf（アクセス日、2023-08-28）

・Ford, M.,Acosta, A.,& Sutcliffe, T. (2013). Beyond terminology: The policy impact of a grassroots movement. Intellectual and Developmental Disabilities, 51(2), 108–112.

・外務省, 世界の学校体系（ウェブサイト版）, アメリカ合衆国. https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/

__icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396854_001.pdf（アクセス日、2023-08-28）

・IDEA. https://sites.ed.gov/idea/statute-chapter-33/subchapter-ii/1412（アクセス日、2023-08-28）

・Information Please, State Compulsory School Attendance Laws. http://www.infoplease.com/ipa/A0112617.html（アクセス日、2023-08-28）

・近藤武夫(2012)米国の高等教育機関における差別禁止と合理的配慮. https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2012/08/08/1323321_1.pdf（アクセス日、2023-08-28）

・McCann,C.（2014)Federal Funding for Students with Disabilities: The Evolution of Federal Special Education Finance in the United States. New America Education Policy Brief.（ED556326）https://eric.ed.gov/?id=ED556326（アクセス日、2023-08-31）

・三原 岳（2012）米国の障害者高等教育事情（上）. https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=1167（アクセス日、2023-08-29）

・文部科学省（2018）学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議（第13回）配付資料「諸外国の大学における知的障害者の受入れについて」. https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/041/shiryo/__icsFiles/afieldfile/2019/02/01/1412708_3.pdf（アクセス日、2023-08-29）

・文部科学省. 各国の義務教育制度の概要. https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05082301/018.htm（アクセス日、2023-08-29）

・文部科学省.「諸外国の教育統計」令和５（2023）年版. https://www.mext.go.jp/content/20230801-mxt_chousa02-000030997_1.pdf（アクセス日、2023-08-28）

・National Center for Education Statistics. https://nces.ed.gov/programs/digest/d21/tables/dt21_103.10.asp?current=yes（アクセス日、2023-08-28）

・National Center for Education Statistics, Compulsory school attendance laws, minimum and maximum age limits for required free education, by state: 2017. https://nces.ed.gov/programs/statereform/tab5_1.asp（アクセス日、2023-08-28）

・日本学生支援機構（JASSO）. アメリカ合衆国における障害学生支援のまとめ. https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_koudairenkei/__icsFiles/afieldfile/2021/03/09/miyakyo2_2109.pdf（アクセス日、2023-08-28）

・Ohio Department of Education（2010）Whose IDEA is this? : a parent's guide to the Individuals with Disabilities Education Improvement Act of 2004 (IDEA). https://ohiomemory.org/digital/collection/p267401ccp2/id/5489/（アクセス日、2023-08-28）

・織原保尚（2016）アメリカにおける発達障害と高等教育における配慮の合理性に関する法的基準. 別府大学紀要 57 29-42. http://repo.beppu-u.ac.jp/modules/xoonips/download.php/dk05703.pdf?file_id=8203（アクセス日、2023-08-28）

・President's FY 2024 Budget Request for the U.S.

Department of Education. https://www2.ed.gov/about/overview/budget/budget24/index.html（アクセス日、2023-08-28）

・U.S. Department of Education（2022) A History of the Individuals With Disabilities Education Act. https://sites.ed.gov/idea/IDEA-History（アクセス日、2023-08-28）

・U.S. Department of Education, Every Student Succeeds Act (ESSA). https://www.ed.gov/essa?src=rn（アクセス日、2024-04-05）

・U.S. Department of Education, IDEA Parts B and C State Formula Grant Application Forms, Grant Award Letters, Funding Tables and Other Information. https://www2.ed.gov/fund/data/award/idea/index.html（アクセス日、2023-08-29）

・U.S. Department of Education（2022a）Department of Education SPECIAL EDUCATION Fiscal Year 2022 Budget Request CONTENTS. https://www2.ed.gov/about/overview/budget/budget22/justifications/i-specialed.pdf（アクセス日、2022-07-01）

・U.S. Department of Education（2022b）President's FY 2023 Budget Request for the U.S. Department of Education. https://www2.ed.gov/about/overview/budget/budget23/index.html（アクセス日、2022-07-01）

・U.S. Department of Education Rulemaking and Regulations by the Office for Civil Rights. https://www2.ed.gov/policy/rights/reg/ocr/index.html（アクセス日、2023-01-10）

・U.S. Government Accountability Office（1980）The Education for All Handicapped Children Act of 1975. https://www.gao.gov/products/113316（アクセス日、2024-04-03）

【イギリス】

・Children and Families Act 2014 https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2014/6/contents/enacted（アクセス日、2023-09-27)

・Department for Education and Department of Health (2015) Special educational needs and disability code of practice: 0 to 25 years. https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/398815/SEND_Code_of_Practice_January_2015.pdf （アクセス日、2023-09-27）

・Department for Education (2019) Special educational needs in England: January 2019. National tables. Special educational needs in England: January 2019. https://www.gov.uk/government/statistics/special-educational-needs-in-england-january-2019（アクセス日、2023-09-27）

・Department for Education (2020) National statistics. Special educational needs in England: January 2020. https://www.gov.uk/government/statistics/special-educational-needs-in-england-january-2020（アクセス日、2023-09-27）

・Department for Levelling Up, Housing & Communities,2022, The Local Government Finance Report (England) 2022 to 2023. https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1056182/LGFR_2022-23.pdf （アクセス日、2023-02-15）

・Education & Skills Funding Agency,2023, Guidance. Schools operational guide: 2023 to 2024 (アクセス日2023-02-25)

・GOV.UK. Help if you're a student with a learning difficulty, health problem or disability https://www.gov.uk/disabled-students-allowance-dsa（アクセス日、2023-09-27）

・Government UK. Academic Year 2022/23 special educational needs in England. https://explore-education-statistics.service.gov.uk/find-statistics/special-educational-needs-in-england#dataDownloads-1 （アクセス日、2023-10-04）

・Government UK. Special educational needs and disability (SEND) detailed information. https://www.gov.uk/topic/schools-colleges-childrens-services/special-educational-needs-disabilities（アクセス日、2023-09-27）

・Government UK. Type of schools. https://www.gov.uk/types-of-school（アクセス日、2023-10-04）

・HM Treasury,2022,National statistics Public spending statistics: July 2022. https://www.gov.uk/government/statistics/public-spending-statistics-release-july-2022/public-spending-statistics-july-2022（アクセス日、2023-02-15）

・広瀬洋子（2010）英国公開大学（The Open University）における障害者の学習支援システム, 放送大学研究年報, 28, 85-90.

・中本陵介（2019）英国の大学における障害学生支援センター調査報告-各大学における支援の特徴に着目して-. 高等教育フォーラム, 9, 27-38.

・National Audit Office,2019,Support for pupils with special educational needs and disabilities in England. (https://www.nao.org.uk/wp-content/uploads/2019/09/Support-for-pupils-with-special-education-needs.pdf（(アクセス日、2023-02-15)

・North Northamptonshire Council What is the Local Offer? https://www.northamptonshire.gov.uk/councilservices/children-families-education/SEND/local-offer/Pages/what-is-local-offer.aspx（アクセス日、2023-09-27)

・Politics.co.uk（2011）. Academies. Politics.co.uk. http://www.politics.co.uk/reference/academies（アクセス日、2023-09-27）

・諏訪絵里子・望月直人・吉田裕子・中野聡子・楠敬太（2016） 障害者差別解消法の実現と平等な障がい学生支援を目指して-英国ウェストミンスター大学の取り組みを通して-. 大阪大学高等教育研究, 5, 1-8.

・The Institute for Fiscal Studies2019, 2019 annual report on education spending in England. https://ifs.org.uk/sites/default/files/output_url_files/R162-Education-spending-in-England-2019.pdf (アクセス日、2023-02-15)

・Wokingham Council Potential Plus UK - Supporting Children with High Learning Potential https://directory.wokingham.gov.uk/kb5/wokingham/directory/service.page?id=dHzhqJsElco （アクセス日、2023-09-22）

【フィンランド】

・ESOKネットワークホームページ https://esok.fi/（アクセス日、2023-09-29）

・ヘルシンキ大学ホームページ https://studies.helsinki.fi/ohjeet/artikkeli/tasa-arvo-yhdenvertaisuus-ja-esteettomyys-yliopistolla（アクセス日、2023-09-29）

・ヘルシンキ大学ホームページ https://studies.helsinki.fi/ohjeet/artikkeli/yksilollisilla-jarjestelyilla-lisatukea-opiskeluun（アクセス日、2023-09-29）

・infoFinlandホームページ https://www.infofinland.fi/en/living-in-finland/education/child-education/comprehensive-education（アクセス日、2023-09-29）

・Kosunen, Tapio. Kohti saavutettavampaa korkeakoulutusta ja korkea- koulua. Helsinki: PunaMusta Oy, 2021.

・教育文化省ホームページ"Yleissivistävän koulutuksen rahoitus" https://okm.fi/rahoitus （アクセス日、2023-09-18）

・Laki kunnan peruspalvelujen valtionosuudesta (2009/1704).（自治体の基礎サービスへの国庫補助に関する法律） https://finlex.fi/fi/laki/alkup/2009/20091704

・Laki kunnan peruspalvelujen valtionosuudesta (2021/618).（自治体の基礎サービスへの国庫補助に関する法律）。 https://finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2021/20210618

・Laki opetus- ja kulttuuritoimen rahoituksesta. (2009/1705)（教育文化財政に関する法律） https://finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2009/20091705

・Opetushallitus (2016) Perusopetuksen opetussuunnitelman perusteet 2014. pp.61-63.

・Opetushallitus（国家教育庁）ホームページa. https://www.oph.fi/fi/koulutus-ja-tutkinnot/kotiopetus（アクセス日、2023-09-29）

・Opetushallitus（国家教育庁）ホームページb. https://www.oph.fi/fi/uutiset/2021/luupin-alla-kotiopetuksessa-olevien-lasten-maara-kasvaa（アクセス日、2023-09-29）

・Opetushallitus（国家教育庁）ホームページc. https://www.oph.fi/fi/koulutus-ja-tutkinnot/paatos-erityisesta-tuesta（アクセス日、2023-09-29）

・Opetusministeriö (2008) Peruskoulun opetusryhmät 2008. Helsinki: Opetusministeriö.

・Oppivelvollisuuslaki（義務教育法）

・Perusopetuslaki（基礎教育法）

・Sirvio, Piritta（2021）Oppivelvollisuuden laajentaminen ammatillisten erityisoppilaitosten näkökulmasta. https://okm.fi/documents/1410845/70997380/Oppivelvollisuus+erityisoppilaitokset+16.4.2021+Sirvio.pdf/2bb21c11-17e7-fd2f-2765-c4628cbedd01/Oppivelvollisuus+erityisoppilaitokset+16.4.2021+Sirvio.pdf?t=1618564960511（アクセス日、2023-09-29）

・タンペレ市教育局ホームページ. https://www.tampere.fi/koulutus （アクセス日、2023-09-29）

・Tilastokeskuksen maksuttomat tilastotietokannat（統計局無料データベース）ホームページ. https://pxdata.stat.fi/PxWeb/pxweb/fi/StatFin/StatFin__kjarj/statfin_kjarj_pxt_125j.px/ （アクセス日、2023-09-29）

・Tilastokeskuksen maksuttomat tilastotietokannat（統計局無料データベース）ホームページ. https://pxdata.stat.fi/PxWeb/pxweb/fi/StatFin/StatFin__erop/statfin_erop_pxt_13n9.px/（アクセス日、2023-09-29）

・Tilastokeskuksen maksuttomat tilastotietokannat（統計局無料データベース）ホームページ. https://pxdata.stat.fi/PxWeb/pxweb/fi/StatFin/StatFin__erop/statfin_erop_pxt_13na.px/table/tableViewLayout1/（アクセス日、2023-09-29）

・渡邊あや「フィンランドにおける知的障害のある子どものインクルーシブ教育の実際、３．教育財政制度」国立特別支援教育総合研究所編著『「知的障害のある子どもと共に学ぶ」を考えるー北欧の実践をふまえてー』ジアース教育新社、110-131頁.

【スウェーデン】

・Cervin,E.（2016）Här kan Emelie andas ut, Specialpedagogik,1,27-30. https://www.skolporten.se/nyheter/har-kan-emelie-andas-ut/（アクセス日、2023-09-26）

・是永かな子,水内豊和（2010）スウェーデン・イェーテボリ大学における障害学生への教育的対応の現状と課題,LD研究,19 (1), 47-57.

・Regeringskansliet(2017)Skolstart vid sex års alder, https://www.regeringen.se/rattsliga-dokument/lagradsremiss/2017/08/skolstart-vid-sex-ars-alder/（アクセス日、2023-09-26）.

・Skolförordning, 2011:185, Skolverkets författningssamling. https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/skolforordning-2011185_sfs-2011-185（アクセス日、2023-09-28）

・Skollag (2010:800) 3.kap §7,Utredning.
・Skollag (2010:800) 3.kap §9,Åtgärdsprogram.
・Skollag (2010:800) 3.kap §11 Särskild undervisningsgrupp och enskild undervisning.
・Skolverket（2009）Särskolan-en skolform för mitt barn. Skolverket（2009）Särskolan Hur fungerar den?
・Skolverket（2009）Särskolan-en skolform för mitt barn., Lag (1995:1249) om försöksverksamhet med ökat föraldrainflytande över utvecklingsstörda barns skolgång.
・Skolverket(2011)Läroplan för grundskolan, förskoleklassen och fritidshemmet 2011 (Reviderad 2019) , Lgr11.

・Skolverket（2015）Integrerade elever. https://www.skolverket.se/publikationsserier/stodmaterial/2015/integrerade-elever（アクセス日、2023-09-26）

・Skolverket(2023)Kostnader för skolväsendet och annan pedagogisk verksamhet 2023,9,27. （アクセス日、2023-09-27）

・Skolverket, Extra anpassningar, särskilt stöd och åtgärdsprogram. https://www.skolverket.se/regler-och-ansvar/ansvar-i-skolfragor/extra-anpassningar-sarskilt-stod-och-atgardsprogram#:~:text=Det%20som%20avg%C3%B6r%20om%20en,inte%20av%20en%20eventuell%20diagnos （アクセス日、2023-09-26）

・Skolverket, IUP med omdömen i grundskolan, https://www.skolverket.se/undervisning/grundskolan/iup-med-omdomen-i-grundskolan（アクセス日、2023-09-26）

・Skolverket, Resursskolor. https://www.skolverket.se/regler-och-ansvar/ansvar-i-skolfragor/resursskolor（2023-09-26）

・Skolväsendets överklagandenämnd (学校制度不服申し立て当局),

http://www.overklagandenamnden.se/ （アクセス日、2023-09-26）

・Skolväsendets överklagandenämnd (学校制度不服申し立て当局)公式Website, https://www.overklagandenamnden.se/ （アクセス日、2023-09-26）

・7 kapitlet. 10 § och 8 kapitlet 3 § skollagen. 4 kapitlet 6–7 §§ skolförordningen och proposition 2017/18:9, Skolstart vid sex års ålder sidorna 52–53. 7 kapitlet 11 § skollagen.

【ドイツ】

・BegabungsLotse（2023）Website https://www.begabungslotse.de/laender （アクセス日、2023-11-08）

・Berlin（2017）Rahmenlehrplan 1-10 kompakt Themen und Inhalte des Berliner Unterrichts im Überblick. Senatsverwaltung für Bildung, Jugend und Familie.

・Berlin（2022）Inklusion in Berliner Schule 2011-2021. https://www.berlin.de/sen/bildung/schule/inklusion/inklusion-kompakt/#bildung（アクセス日、2024-03-03）

・Berlin und Brandenburg（2018） Schulische Begabteförderung im Land Brandenburg.LISUM.

・Christian Fischer and Kerstin Müller （2014） Gifted Education and Talent Support in Germany, CEPS Journal, 4(3),pp.31-54. https://files.eric.ed.gov/fulltext/EJ1129537.pdf

・CRPD（2015） Ausschuss für die Rechte von Menschen mit Behinderungen Dreizehnte Tagung. 25. März -17. April 2015 ,Abschließende Bemerkungen über den ersten Staatenbericht Deutschlands.

・ドイツ学生機構（2023） Studien mit Handicap https://studieren.de/studium-behinderung.0.html （アクセス日、2023-11-15）

・ドイツ大学生組合（2023） Auf dem Weg zur inklusiven Hochschule. https://www.studierendenwerke.de/themen/studieren-mit-behinderung

・ドイツ統計局（2023） Budget für Bildung, Forschung und Wissenschaft nach Bereichen https://www.destatis.de/DE/Themen/Gesellschaft-Umwelt/Bildung-Forschung-Kultur/Bildungsfinanzen-Ausbildungsfoerderung/Tabellen/budget.html （アクセス日、2023-11-10）

・ドイツ統計局（2023）Zahl der Woche Nr. 27 vom 4. Juli 2023 https://www.destatis.de/DE/Presse/Pressemitteilungen/Zahl-der-Woche/2023/PD23_27_p002.html （アクセス日、2023-10-08）

・KMK（2019）Schul macht stark. https://www.kmk.org/fileadmin/Dateien/pdf/Bildung/AllgBildung/Schule_macht_stark_Bund-Laender-Vereinbarung.pdf （アクセス日、2023-12-10）

・KMK（2020） Sprachförderung “BiSS” https://www.biss-sprachbildung.de

・KMK（2020） Ländervereinbarung über die gemeinsame Grundstruktur des Schulwesens und die gesamtstaatliche Verantwortung der Länder in zentralen bildungspolitischen Fragen (Beschluss der KMK vom 15.10.2020), 2021年2月9日発効.

・KMK（2021）Das Bildungswesen in der Bundesrepublik Deutschland 2019/2020 .Co-

funded by the European Union. https://www.kmk.org/fileadmin/Dateien/pdf/Eurydice/Bildungswesen-dt-pdfs/dossier_de_ebook.pdf（アクセス日、2023-09-05）

・KMK(2022) Sonderpädagogische Förderung in allgemeinen Schulen (ohne Förderschulen). IVC/Statistik. https://www.kmk.org/fileadmin/Dateien/pdf/Statistik/Dokumentationen/Aus_SoPae_Int_2021.pdf（アクセス日、2023-09-01)

・KMK（2022） Sonderpädagogische Förderung in Förderschulen 2021/2022. IVC/Statistik. https://www.kmk.org/fileadmin/Dateien/pdf/Statistik/Dokumentationen/Aus_Sopae_2021.pdf （アクセス日、2024-02-12）

・KMK(2023) Bildungswege und Abschlüsse : Schulphlicht. https://www.kmk.org/themen/allgemeinbildende-schulen/bildungswege-und-abschluesse.html#:~:text=Die%20allgemeine%20Schulpflicht%20beginnt%20für,Bildungsgangs%20neun%20oder%20zehn%20Vollzeitschuljahre （アクセス日、2023-09-02）

・KMK（2023） Schüler/-innen, Klassen, Lehrkräfte und Absolvierende der Schulen 2012 bis 2021,Nr.235.

・KMK統計局STATISTISCHE VERÖFFENTLICHUNGEN DER KULTUSMINISTERKONFERENZ (2022) Sonderpädagogische Förderung in Schulen 2011 bis 2020, Nr.231.2022.1. https://www.kmk.org/fileadmin/Dateien/pdf/Statistik/Dokumentationen/Dok231_SoPaeFoe_2020.pdf（アクセス日、2023-10-12）

・KML（2017）Bericht zum Stand der Umsetzung der Förderstrategie für leistungsschwächere Schülerinnen und Schüler. https://www.kmk.org/fileadmin/Dateien/veroeffentlichungen_beschluesse/2017/2017_09_14-Umsetzung-Foerderstrategie.pdf（アクセス日、2024-03-03）

・Schulferien.org（2023）Schuljahr 2022/23, Schuljahr 2023/24.https://www.schulferien.org/deutschland/ferien/2023/ （アクセス日、2023-11-20）

・社会法典(Sozialgesetzbuch: SGB)条文 https://www.sozialgesetzbuch-sgb.de

【韓国】

・国家法令情報センター「初・中等教育法・施行令」. http://www.law.go.kr/（アクセス日、2023-10-15）

・国家指標体系HP. https://www.index.go.kr/unify/idx-info.do?idxCd=4245（アクセス日、2023-10-17）

・教育部（2023）第６次特殊教育発展５か年計画 2023-2027. https://www.moe.go.kr/boardCnts/viewRenew.do?boardID=316&boardSeq=93972&lev=0&m=0302（アクセス日、2023-10-15）

・教育部（2023）2023年教育基本統計調査結果報道. https://www.korea.kr/docViewer/skin/doc.html?fn=5e75bbe7ce35990d24f33ea8068846a8&rs=/docViewer/result/2023.09/08/5e75bbe7ce35990d24f33ea8068846a8（アクセス日、2023-10-15）

・教育部（2023）2023年特殊教育年次報告書 http://www.nise.go.kr/ebook/site/20230908_150026/

・教育部（2023）2023年特殊教育統計. https://www.moe.go.kr/boardCnts/viewRenew.do?

boardID=316&boardSeq=96195&lev=0&searchType=null&statusYN=W&page=1&s=moe&m=0302&opType=N

・教育部（2021）2021年特殊教育運営計画

・教育部（2023）2023年特殊教育運営計画 https://www.moe.go.kr/boardCnts/viewRenew.do?boardID=316&boardSeq=93971&lev=0&searchType=null&statusYN=W&page=1&s=moe&m=0302&opType=N

・初・中等教育法 施行令.
・障害者等に関する特殊教育法.

【オーストラリア】
・Attorney-General(2006)Disability Standards for Education 2005, https://www.legislation.gov.au/Details/F2005L00767（アクセス日、2023-09-13）.

・Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authorityによるオーストラリアン・カリキュラム改訂に関するサイト, https://v9.australiancurriculum.edu.au/resources/stories/curriculum-changes（アクセス日、2023-09-24）.

・Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authorityによる就学率に関するサイト.

・Australian Curriculum, Assessment and ReportingによるNAPLANに関するサイト. https://www.nap.edu.au/naplan,（アクセス日、2023-09-10）. https://www.acara.edu.au/reporting/national-report-on-schooling-in-australia/enrolment-rates,（アクセス日、2023-09-10）.

・Australian Disability Clearinghouse on Education and Trainingのサイト, https://www.adcet.edu.au/about（アクセス日、2023-09-24）.

・Department of Educationによるアリススプリングス宣言に関するサイト. https://www.education.gov.au/alice-springs-mparntwe-education-declaration（アクセス日、2023-09-10）. https://www.nap.edu.au/about（アクセス日、2023-09-10）

・Department of Educationによる学校教育予算に関するサイト, https://www.education.gov.au/quality-schools-package/fact-sheets/what-schooling-resource-standard-and-how-does-it-work,（アクセス日、2023-09-24）.

・Department of Educationによる障害学生支援に関するサイト, https://www.education.gov.au/higher-education-disability-support-program,（アクセス日、2023-09-24）.

・NCCDについてのサイト, https://www.nccd.edu.au/wider-support-materials/what-nccd?parent=%2Funderstanding-nccd&activity=%2Fwider-support-materials%2Fwhat-nccd&step=-1（アクセス日、2023-09-12）.

・NSW Department of Education and Communitiesによる就学手続き免除に関するサイト, https://education.nsw.gov.au/policy-library/policyprocedures/pd-2005-0259/pd-2005-0259-01#Audience0（アクセス日、2024-04-4）.

・NSW Department of Education (2023) Annual Report 2022.

・NSW Department of EducationによるAccess

Requestについてのサイト. https://education.nsw.gov.au/parents-and-carers/inclusive-learning-support/support-and-adjustments/available-support/access-requests(アクセス日、2023-09-13）.

・NSW Department of EducationによるAccess Request Processについてのサイト, https://education.nsw.gov.au/parents-and-carers/inclusive-learning-support/primary-school/how-your-child-can-be-supported-in-primary-school/access-requests/access-request-process（アクセス日、2023-09-13）.

・NSW Department of Educationによる障害のある児童の就学に関するサイト, https://education.nsw.gov.au/teaching-and-learning/disability-learning-and-support/primary/getting-started（アクセス日、2023-09-13）.

・ニューサウスウェールズ州のResource Allocation Modelに関するサイト, https://education.nsw.gov.au/public-schools/schools-funding/resource-allocation-model#tabs_4_copy1（アクセス日、2023-09-24）.

・連邦政府による教育システムについてのサイト, https://www.studyaustralia.gov.au/en/plan-your-studies/schools.html（アクセス日、2023-09-10）.

・山中冴子（2014）オーストラリアにおける障害のある生徒のトランジション支援．学文社.

・山中冴子（2021）オーストラリアにおけるインクルーシブ教育システム構築に関する動向～「国家障害戦略」と「国家統一情報収集」に注目して, 埼玉大学紀要教育学部, 70(1), pp.31-39.

・山中冴子（2022）オーストラリアにおけるリテラシーおよびニューメラシー向上を目指した取り組み, LD研究,31(2),pp.181-184.

【フランス】

・Eduscol. https://eduscol.education.fr/1161/les-etablissements-medico-sociaux （アクセス日、2023-10-17）

・Eduscol https://eduscol.education.fr/1188/ressources-pour-la-personnalisation-des-parcours-des-eleves-haut-potentiel（アクセス日、2023-10-17）

・Fiche「EHP」. https://eduscol.education.fr/document/5809/download?attachment（アクセス日、2023-10-17）

・フランス政府ホームページ https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F2326（アクセス日、2023-10-17）

・フランス政府ホームページ（レジフランス） https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006071191（アクセス日、2023-10-17）

・国民教育省ホームページ https://www.education.gouv.fr/la-scolarisation-des-eleves-en-situation-de-handicap-1022（アクセス日、2023-10-17）

・国民教育省ホームページ https://www.education.gouv.fr/le-diplome-national-du-brevet-10613（アクセス日、2023-10-17）

・国民教育省ホームページ https://www.education.gouv.fr/programmes-scolaires-41483（アクセス日、2023-10-17）

・国民教育省ホームページ
https://www.education.gouv.fr/reunion-du-comite-national-de-suivi-de-l-ecole-inclusive-378641
（アクセス日、2023-10-17）

・国民教育省ホームページ
https://www.education.gouv.fr/reperes-et-references-statistiques-2022-326939　（アクセス日、2023-10-17）

・国民教育省ホームページ
https://www.education.gouv.fr/reperes-et-references-statistiques-2023-378608（アクセス日、2023-10-17）

・国民教育省ホームページ
https://www.education.gouv.fr/projet-de-loi-de-finances-2024-379542（アクセス日：2023-10-17）

・mdph.
https://www.mdph.re/?-Les-voies-de-recours-（アクセス日、2023-10-17）

・パリアカデミーホームページ
https://www.ac-paris.fr/eleves-a-besoins-educatifs-particuliers-122413　（アクセス日、2023-10-17）

付記

本稿は、本年度、特任研究員より提供いただいた国別調査に係る報告書をもとに、インクルーシブ教育システム推進センター（国際・情報発信担当）が各国のインクルーシブ教育システムに関する動向、「障害のある子どもの教育システム」「障害のある子どもの就学」「特別支援教育関連予算額等」「大学等の高等教育機関における支援制度や取組」、またそれらの関連情報についてまとめた。この他の各国の詳細な情報については、昨年度の研究所ジャーナル第12号を参照されたい。

なお、令和５年度国別調査班の担当者（敬称略）は、以下のとおりである。

インクルーシブ教育システム推進センター（国際・情報発信担当）：
久保山茂樹、佐藤利正、土屋忠之、河原麻子

アメリカ班：
吉利宗久（特任研究員・岡山大学学術研究員教育学域特別支援教育講座教授）

イギリス班：
横尾俊（研究企画部総括研究員）
河原麻子（研究企画部研究員）

フィンランド班：
渡邊あや（特任研究員・津田塾大学学芸学部国際関係学科教授）

スウェーデン班：
是永かなこ（特任研究員・高知大学教育研究部人文社会学系教育学部門教授）

ドイツ班：
千賀愛（特任研究員・北海道教育大学札幌校准教授）

韓国班：
李熙馥（国立特別支援教育総合研究所インクルーシブ教育システム推進センター特任研究員）

オーストラリア班：
山中冴子（特任研究員・埼玉大学教育学部特別支援教育講座准教授）

フランス班：
田尻由起（特任研究員・東洋大学客員研究員）

謝辞

国別調査の実施にご協力いただきました特任研究員の皆様に、深く感謝申し上げます。